

中 期 目 標 (第3期)	中 期 計 画 (第3期)	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。 平成25年3月1日 厚生労働大臣 田 村 憲 久 第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。 第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）等の既往の閣議決定等に示された政府方針、並びに「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告。以下「勧告の方向性」という。）に基づく取組を着実に実施することにより、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成25年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標（第3期）を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画（第3期）を定める。 平成25年3月1日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 遠 藤 浩 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条に規定する業務を効率的かつ効果的に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。 1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下、「整理合理化計画」という。）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等の既往の閣議決定等に示された政府方針、並びに「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告）に基づき取組を着実に実施することにより、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 年々高齢化、機能低下が進む重度知的障害のある施設利用者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うとともに、勧告の方向性で示	平成25年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）年度計画を次のとおり定める。 平成25年3月29日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 遠 藤 浩 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 (ア) 平成25年1月21日付で政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、平成25年4月1日付で、施設事業局の内部組織を3部（生活支援部、就労支援部、地域支援部）から2部（生活支援部、地域支援部）に集約する組織改正を

将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めること等を行うことにより、全体として人員・コストを削減すること。 また、整理合理化計画、見直しの基本方針及び勧告の方向性等を踏まえた給与水準の適正化等について、引き続き取り組むこと。 さらに、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。	された新たな事業への取組などのため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。 また、地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置や資質の高い人材をより広く求めること等を行い、全体として人員・コストを削減することとし、常勤職員数については、平成29年度末までに期首（25年度当初）に比較して13%を削減する。 さらに、サービスの質の低下を招くことがないよう有用な人材の育成・確保を図ること。	告）で示された新たな事業への取組などのため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。 常勤職員数について、期首（平成25年度当初）に対する期末（平成29年度末）の割合が87%となるよう、計画的に削減を行う。 なお、サービスの質の低下を招くことがないよう有用な人材の育成・確保を図る。	行った。なお、就労支援部の業務は、地域支援部就労支援課の業務とした。さらに、平成25年4月1日付で、発達障害児を対象とする通所支援事業（児童発達支援事業＜定員10名＞、放課後等デイサービス＜定員10名＞）を実施し、療育支援を行う体制整備のため、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」を新設するとともに、「障害児通所支援センター」を開設する組織改正を行った。		
② 給与水準の適正化 ア 給与の水準については、のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況を踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。	② 給与水準の適正化 ア 給与の水準については、のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況を踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 イ 公平で公正な人事評価を行うため、国家公務員の人事評価に準じた制度となるよう人事評価制度を見直し、平成25年度から試行実施を行い本格施行に向けた取組を行う。	② 給与水準の適正化 ア 給与の水準については、のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況を踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 イ 公平で公正な人事評価を行うため、国家公務員の人事評価に準じた制度となるよう人事評価制度を見直し、平成25年度から試行実施を行い本格施行に向けた取組を行う。	（イ）常勤職員数の削減 常勤職員数については、平成25年度期首の223人を△2人を削減し、年度計画どおり期末で221人とした。		
③ 人事配置 職員の能力と勤務成績を適切かつ厳正に評価した適材適所の人事配置を行うとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。	③ 人事配置 ア 見直しを行った人事評価制度の試行実施等を行うとともに、①職員の意識高揚と能力開発、②適材適所の人事配置、③公正な処遇等に努める。 イ 行動障害等への対応や調査・研究等の業務及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援を充実させるため、実績と知見を有する者などの人事交流等を引き続き実施する。 ウ 施設利用者の減少等に応じた適切な人員の配置を行うとともに、新たな事業に向けた職員の採用についても検討を行う。	③ 人事配置 ア 見直しを行った人事評価制度の試行実施等を行うとともに、①職員の意識高揚と能力開発、②適材適所の人事配置、③公正な処遇等に努める。 イ 行動障害等への対応や調査・研究等の業務及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援を充実させるため、実績と知見を有する者などの人事交流等を引き続き実施する。 ウ 施設利用者の減少等に応じた適切な人員の配置を行うとともに、新たな事業に向けた職員の採用についても検討を行う。	② 給与水準の適正化 ア 常勤職員数の計画的な削減や「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」に準じて職員の給与の改定に取り組んだ結果、平成25年度人件費総額については、1億円縮減した。 24年度 1,577百万円 → 25年度 1,463百万円（114百万円） ・職員の給与水準 ラスパイレス指数 平成25年度 95.9 イ 人事評価制度について、国家公務員の人事評価に準じた制度となるよう必要な検討を行い、人事評価制度の実施要綱の改正を25年4月1日付で行った。また、業績評価の目標設定について、各部の業務内容を踏まえた検討を行うなど、試行実施（平成26年10月から）に向けた取組みを行った。		
④ 人材育成への取組 職員の資質のさらなる向上や専門性を高めるため、職員研修の体系化を図る。	④ 人材育成への取組 職員の資質のさらなる向上や専門性を高めるため、職員研修の体系化を図る。	④ 人材育成への取組 職員の資質のさらなる向上や専門性を高めるため、職員研修について、年度計画を策定し、着実に行った。	④ 人事配置 ア 現行の人事評価制度の実施の結果等については、職員の意識と能力の把握に努め、人事配置や処遇等の検討の参考としている。 イ 全国の障害者関係施設及び大学等に所属する者のうち、行動援護事業の充実強化及び調査研究の質の向上並びに罪を犯した知的障害者の地域生活支援事業の充実強化のために、それぞれの事業に対し、高い知見と経験を有する者3名（地域支援・調査研究・社会生活支援担当）を昨年度に引き続き、参事（謝金対応）として委嘱した。 また、摂食・嚥下及びシーティング指導の専門家を昨年度に引き続き招聘し、高齢知的障害者の支援の質の向上等のために、指導・助言を得た。 ウ 施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、適正な人員配置を図った。（利用者に応じた適正な支援が行える案への転案等の推進）		
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	A

【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	・第3期中期目標の新たな課題等に的確かつ効果的に対応するため、平成25年度においては、計画的な常勤職員数の削減、「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与の改定に取り組んだ結果、平成24年度と比較して約1億円を削減した。このうち常勤職員数については、25年度当初の数(223人)に対してを削減(△2人)する計画について着実に削減し、目標を達成している。 なお、給与水準においては、平成21年度から国家公務員に準拠した給与制度を導入しており、平成25年度のラスパイレス指数は95.9となっている。	(委員会としての評価) 業務運営体制の整備については、第2期中期目標期間からの継続課題への対応強化や、第3期中期目標や今後の新たな課題に的確に対応するため、平成25年1月21日付けで総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、施設事業局の内部組織を3部(生活支援部、就労支援部、地域支援部)から2部(生活支援部、地域支援部)に集約するとともに、就労支援部の業務を地域支援部就労支援課の業務とする組織改正(平成25年4月1日実施)を行い、また、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」及び「障害児通所支援センター「れいんぼ〜」」の新設(平成25年4月1日実施)を行うなど、組織・実施体制を整備した。 また、人件費の適正化への取組については、国家公務員の給与改定に準拠しており、常勤職員数の減や職員の給与水準の適正化に取り組んできた結果、平成25年度人件費総額については1億1千万円削減した。常勤職員数については、平成25年度期首の223名に対して期末は221名(△2名)であり、計画どおり削減した。 なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、サービス水準の維持の観点から有用な人材の育成・確保、職員のスキルアップに向けた研修、その他職場全体の士気を高める方策を図るなど施設利用者に対する支援の質を高めるための方策についても留意されたい。
【数値目標】 ○ 常勤職員数について、平成29年度末までに期首(25年度当初)に比較して13%を計画的に削減する。	【数値目標】 ・平成25年度末の常勤職員数は、221人であり、25年度当初との比較で△2人と計画的に削減した。 (業務実績「①組織体制」P2参照)	(各委員の評価理由) ・計画通りである。
【評価の視点】 ○ 的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。	【評価の視点】 実績：○ ・平成25年1月21日付で政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、平成25年4月1日付で、施設事業局の内部組織を3部(生活支援部、就労支援部、地域支援部)から2部(生活支援部、地域支援部)に集約する組織改正を行った。なお、就労支援部の業務は、地域支援部就労支援課の業務とした。 さらに、平成25年4月1日付で、発達障害児を対象とする通所支援事業(児童発達支援事業<定員10名>、放課後等デイサービス<定員10名>)を実施し、療育支援を行う体制整備のため、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」を新設するとともに、「障害児通所支援センター」を開設する組織改正を行った。 (業務実績「①組織体制」P1～2参照)	・事業実施に必要な専門職の採用とあわせて人員削減を行っている。専門家の助言・指導、研修を行い、サービスの質の向上に努めている。理事も公募を行っている。
○ 人員の計画的な削減や国家公務員に準じた給与水準の適正化を行うなど、人件費の適正化に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様)	実績：○ ・常勤職員数の計画的な削減及び平成21年度において国家公務員の給与体系に準拠した給与制度を導入するとともに、「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与改定を行い、人件費削減の成果を上げている。 (業務実績「①組織体制」P1～2参照)	・計画に従い、常勤職員数は削減されている。それに伴い非常勤職員の比率が増加していると思われるが、常勤・非常勤の役割分担、それぞれのスキルアップに向けた研修、その他職場全体の士気を高める方策等、取り組むべき内容はたくさんある。その内容を明確にし、何を行ったのか及びその評価をすることにより、次につなげることが重要と思われる。
○ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)	実績：○ ・平成25年度における総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める運営費交付金の比率は44.5%であるが、①給与水準は、平成21年度から国家公務員に準じた新しい給与制度を導入した結果、国家公務員に対するラスパイレス指数(事務・技術職)が国家公務員に対して95.9となり、他の独立行政法人と比べて極めて低いこと、②法人の業務が自己収入の途が限られ、他の業務が出来ないなどの制約に加え、永年(平均約38年)に亘り施設生活を送ってきた施設利用者の地域移行等の進展により、施設利用者が減少し自己収入の増加が期待できないこと等により、ある程度国の財政支出に頼らざるを得ない状況にある。 こうした法人の現状や、施設利用者に対する適切なサービス提供を図るための人材確保及び職員の士気の確保を考慮すると、給与水準については、概ね妥当なものと考えている。 なお、総事業費に占める運営費交付金の割合を60%未満とするよう求められている中、上記のとおり、44.5%となり大幅な節減となった。 (業務実績「②給与水準の適正化」P2参照)	・目標を達成している。 ・組織の再編・改正は適切に進められている。常勤職員数の削減も、年度計画の数値目標に沿って着実に進められている。 ・評価の視点の細目に係る実施状況は順調であり、数値目標についても達成に向けて順当な進捗と評価できる。
○ 人事交流や有能な人材の招聘、職員研修等、資質の高い人材確保や高齢職員の知識、技術及び経験を生かす取組を行っているか。	実績：○ ・平成20年度より各分野における専門家を参事(謝金対応)として招聘しており、引き続き、平成25年度も地域支援、調査・研究及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援の充実強化のため、それぞれ高い知見と経験を有する者3名に、参事(理事長からの特命担当)として委嘱した。 さらに、高齢知的障害者の支援の充実を図るため、摂食・嚥下及びシー	・目標は達成しているが、常勤職員が果たすべき支援内容、維持しなければならない支援の質が落ちることなく提供されているか絶えずチェックすることが重要と考える。

		ディング指導の専門家を平成25年度も引き続き招聘し、支援の実際場面で、指導や助言を受けている。 (業務実績「③人員配置」P2参照)	
○ 法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。	実績：○ ・国の指導により適切に対応し、労働基準法及び労働安全衛生法に則り、役職員の健康診断のみ法定外福利費としている。		
○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募は適切に行っているか。	実績：○ ・役員ポストの公募について、平成25年10月1日付就任の理事については、公募を行い採用した。		
中 期 目 標 (第3期)	中 期 計 画 (第3期)	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 整理合理化計画及び勧告の方向性等に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンスについて更に充実・強化を図ること。 その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。	(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制・ガバナンスへの取組 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制・ガバナンスについて、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。 その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。 ② 内部進行管理の充実 各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。	(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制・ガバナンスへの取組 内部統制について、「のぞみの園の内部統制・ガバナンス強化の取組について（報告書）」（平成21年3月）に基づき、また総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会の報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月）等を参考に、リスク対応に重点を置いた取組を行う。 また、適切な業務運営を確保するための執行状況等に関する内部監査を実施する。 ② 内部進行管理の充実 ア 業務目標に対する進行状況を把握するため、各部にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。 イ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成25年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務遂行に反映させる。	(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るための取組 ○ 平成25年度も引き続き、のぞみの園の「阻害要因（リスク）一覧」をもとに、法人として優先的に対応するリスク（以下「優先対応リスク」という。）について計画の策定を対応した。 【優先対応リスク】 ・生活様における支援・介護などの不備による利用者の骨折、打撲・創傷など ・誤与薬の発生 ・当事者意識の欠如 ○ リスク対応計画の策定にあたっては、優先対応リスクに対する現状把握、課題抽出及び課題対応策の策定について、幹部職員、現場責任者及び職場担当者に対して役職縦横的、組織横横的にヒアリングを実施し、各リスクの内部統制の成熟度の評価結果に基づき行った。リスク対応計画の取組は、各リスクに対する各部所の現在の対応状況・課題、対応策、対応期限及び担当部所等を定め、平成26年3月までに計画に基づき、担当部所が他の関係部所と連携を図りつつ、リスクの軽減等のための取組を行った。 また、リスク対応計画の取組状況のヒアリングを行い、計画の進捗状況の確認を行った。 ・ヒアリングの開催状況 平成26年3月6日 ○ 内部統制の向上を図るための取組にあたっては、内部統制向上検討委員会が主体となり、リスクの発生の防止に取組む継続的な仕組みを構築することとしており、平成25年度においても、内部統制構築に専門的な知見を有する専門家（監査法人）から継続的、効果的かつ適切な支援を受けるため、業務支援契約を締結して取組みを行った。 【内部統制向上検討委員会の開催状況】 ・第1回 平成26年 1月15日 ・第2回 平成26年 3月17日 ・第3回 平成26年 3月26日 ○ 職員意識調査の実施 内部統制の充実・強化を図るため、法人の長によるメッセージの浸透度、職員間のコミュニケーション（縦横）の健全性について、職員意識調査を実施した。調査結果に基づき、改善計画を26年度において策定する。 ② 内部進行管理の充実 ア モニタリングの実施 昨年度に引き続き、各部より選出されたモニター（9名）から業務遂行状況について、モニタリングを実施した。 イ モニタリング評価会議の開催 平成25年度において、モニタリング評価会議を四半期ごとに1回開催（年4回）し、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理に努めた。 ・モニタリング評価会議開催状況 第1回 平成25年 4月24日（25年度計画の決定） 第2回 平成25年 7月25日（第1四半期分） 第3回 平成25年10月16日（第2四半期分） 第4回 平成26年 1月29日（第3四半期分）

	③ リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取組を進める。	③ リスク回避・軽減への取組 ア 施設利用者及び職員の健康管理の観点から、定期的に健康診断を実施するほか、健康的な生活を維持するために必要な措置を的確に講じる。	③ リスク回避・軽減への取組 ア 施設利用者及び職員の健康・安全の確保 (ア) 利用者に対する健康・安全の確保 施設利用者の健康及び安全管理のため、定期的な健康診断やインフルエンザ予防接種等の予防策について、当法人の診療所を中心に他の医療機関等の協力を得て実施した。 <table><tr><td>・胸部X線撮影</td><td>平成25年 9月</td></tr><tr><td>・内科健診</td><td>平成26年 3月</td></tr><tr><td>・インフルエンザ予防接種</td><td>平成25年11月</td></tr><tr><td>・婦人科検診</td><td>平成25年 7月～25年 8月</td></tr><tr><td>・内視鏡検査などのガン精査</td><td>適宜実施</td></tr></table>	・胸部X線撮影	平成25年 9月	・内科健診	平成26年 3月	・インフルエンザ予防接種	平成25年11月	・婦人科検診	平成25年 7月～25年 8月	・内視鏡検査などのガン精査	適宜実施
・胸部X線撮影	平成25年 9月												
・内科健診	平成26年 3月												
・インフルエンザ予防接種	平成25年11月												
・婦人科検診	平成25年 7月～25年 8月												
・内視鏡検査などのガン精査	適宜実施												
		イ 日頃から施設利用者の安全に気を配るとともに、事故が万一発生した場合に、事故原因の分析と対応策の検討を組織的に行い、同じ事故が起こらないよう再発防止の徹底を図る。	(イ) 職員に対する健康管理 職員の健康管理は定期健康診断、人間ドック、婦人科検診及び夜勤等を行う職員を対象とした特別健康診断のほか、インフルエンザ予防接種を実施した。 イ 事故の発生と再発防止への取組 平成25年度の事故等の発生については、次のとおりである。 <table><tr><td>・25年度事故発生状況</td><td>33件</td><td>(24年度 46件)</td></tr><tr><td>・25年度ヒヤリハット実績</td><td>906件</td><td>(24年度 963件)</td></tr></table> ※下記の(イ)のように、事故防止対策強化月間の取組みを行った結果、事故の発生件数が、対前年度比で大幅に減少した。 なお、平成25年5月26日未明、事故につながるような健康状態の悪化や精神状態の変化、紙オムツを口に入れたりするような前兆行動は見られなかった男性利用者(64歳)が、紙オムツを喉に詰まらせ死亡する事故が発生した。直ちに事故防止対策委員会を開催し、事故の検証を行うとともに、今後の対応について検討し再発防止策を講じた。(詳細については、評価項目7「施設入所利用者の高齢化に対応した支援」P21を参照) (ア) 再発防止への取組 事故防止対策委員会を毎月第2木曜日に開催し、事故報告書やヒヤリハット体験報告書をもとに発生原因の分析、事故防止対策などを検討した。その検証結果については園内報「きずな」に掲載し、事故防止対策や事故発生時の対応について職員への周知を図るとともに、寮長会等において事故防止対策や事故発生時の対応を共有し、再発防止への注意喚起を行っている。 (イ) 具体的な再発防止対策 事故防止対策強化月間(25年11月)の取組みとして、ヒヤリハット対策の重要性について周知した結果、事故発生件数が、対前年度比で7件減少した(平成24年度9件、平成25年度2件)。 ・利用者支援及び事故発生時の対応に関する共通マニュアルの作成を検討 ・職員研修:「ファーストステップ講習会」(非常勤職員対象:適宜実施) 「ステップアップ講習会」(非常勤職員対象:適宜実施) 「リスク管理講習会」(年2回実施:「転倒防止」) 「介護技術講習会」(年1回実施:「車椅子操作」) ・救急・救命講習:「救急蘇生のABC・AEDの使用方法」「窒息・誤嚥時の対応」(月1回実施) ・外部施設での介護研修:特別養護老人ホームにて実施 ・設備整備:離床センサー、AED等の安全機器の配置 (ウ) 虐待が疑われる事案 1. 経緯 平成25年8月29日 生活支援部生活支援課A寮において、利用者支援に従事するB職員が、利用者の頭を叩いた旨寮長への報告あったが、虐待防止のための体制が整備されていなかったため、高崎市への障害者虐待防止法に基づく通報を行わず。 平成26年3月31日 高崎市へ虐待が疑われる事案として通報を行った。 平成26年4月1日 群馬県に高崎市と同様の通報を行った。 平成26年4月4日 虐待が疑われる事案についてプレスリリースを行った。	・25年度事故発生状況	33件	(24年度 46件)	・25年度ヒヤリハット実績	906件	(24年度 963件)				
・25年度事故発生状況	33件	(24年度 46件)											
・25年度ヒヤリハット実績	906件	(24年度 963件)											

			平成26年4月9日 高崎市指導監査課による監査が実施される。 平成26年6月13日 高崎市より、勧告及び文書指摘を受ける。 平成26年7月14日 高崎市に改善報告書を提出する。 2. 高崎市からの勧告等の内容 (1) 勧告 「虐待が疑われる事例を発見したときは、速やかに通報してください。」 (2) 文章指摘 「職員への調査において虐待が疑われる内容がありました。適切な利用者処遇を講じてください。」 3. 高崎市への回答（改善結果と今後の措置） (1) 勧告に対する回答 ① 緊急対策の実施 ア 4月2日～7日、全職員に対面により、早期に、虐待が疑われる事例として通報すべきであったことの周知と、のぞみの園職員行動基準(負担、苦痛を与える言動の禁止など)の徹底を実施した。 イ 4月10日から4日間かけて、「のぞみの園虐待防止のための規則」及び「のぞみの園虐待通報手順(フローチャート)」を周知し、虐待が疑われる事例を発見したときは、速やかに通報することを徹底した。 ② 役職員の処分 今回の事例に関し、速やかに関係者の処分を行う予定。 (2) 文章指摘に対する回答 ① 弁護士、有識者、当事者団体等で構成する第三者委員会を設置し、今回の事例の整理、原因分析及び問題点の洗い出しを行い、今秋末までに再発防止策を取りまとめていただく予定。 ② 緊急対策として、今回の事例を念頭に、日常の具体的支援の場面を想定した実践的な研修を実施中である。 なお、高崎市に回答した改善結果報告書については、のぞみの園ホームページに掲載をした。 ウ 感染症対策の実施 ○ 1年を通して、診療所の玄関・外来・病棟入口・各病室入口に、手指消毒剤を設置し、外来者や面会者にも手指消毒を励行し、感染症防止対策の強化に努めた。 ○ インフルエンザの流行時期を踏まえ、感染症対策委員会（年2回）を開催し、特に流行期には標準予防策の徹底を職員に促した。ワクチン確保を早急に努め、医療従事者から優先的に接種し、その後利用者への接種を順次行った。利用者については、年間13名の感染者があり、感染予防として該当者の活動を自粛した。職員や職員家族のインフルエンザ発症の際には、出勤停止の措置を講じ、手洗い・うがい・マスク着用の励行を再度徹底したため、利用者には蔓延すること等には至らなかった。 ○ ノロウイルス感染症については、年間4名の発症者が認められた。感染症対策委員会を開催し、感染源の特定、今後の発病予防・消毒の徹底などを行った結果、蔓延には至らなかった。 エ 防災対策の実施 災害発生時において施設利用者が迅速かつ的確に行動できるよう、安全防災訓練を25年度に夜間を含め年3回実施したほか、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を10月に高崎市中心消防署の協力を得て実施した。当日は、震度6の大地震の発生による火災発生を想定し、避難訓練、初期消火訓練（消火器、屋外消火栓を使用）担架を使用としての搬送訓練を実施した。 オ 高齢化に対応した職員指導 ○ 施設利用者の高齢化に伴う機能低下の対応として、容体の急変や窒息・誤嚥の救急時に備えた救急救命講習会（「救急蘇生のABC・AEDの使用方法」「窒息・誤嚥時の対応について」）を月1回（年12回）実施した。また、講習会の一環として、生活寮において職員に予告することなく救急救命処置の習熟度についてのテストも月1回（年12回）実施した。 ○ 平成23年6月に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下で痰の吸引等の業務
	ウ インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症に対して、地元保健所と連携しながら、効果的・重点的な蔓延防止対策を講じる。 エ 安全防災訓練の計画的な実施など、防災対策に取り組む。 オ 入所利用者の高齢化に伴う心身機能の低下に十分な注意と配慮を行うとともに、適切な対応が実施できるよう職員教育の充実を図る。		

	④ 業務内容の情報開示等 のぞみの園の運営状況や財務状況業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行うとともに、情報セキュリティの向上を図る。 ⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。	④ 業務内容の情報開示 のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。 ⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 監事及び会計監査人による監査が効果的かつ効率的に行うことができよう、内部監査を実施する。	を行うことが出来るようになったことを受け、23年度及び24年度の群馬県研修（基本研修・実地研修）に派遣した5人の生活支援員を業務担当者として痰の吸引等の業務を実施した。 ④ 業務内容の情報開示 業務運営の改善に繋げるため、運営状況や財務状況、業務の遂行状況等をホームページに掲載などの情報公開を徹底している。また、外部・内部からの意見等を積極的に取り入れる仕組み（ホームページでの意見募集、業務改善提案箱等）を整備し、国民に分かりやすい情報提供等に努めている。 ⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 内部監査計画に基づき、内部監査を実施した。実施にあたり、平成25年度内部監査計画を作成し、監査事項を「物品の管理状況」「利用者所持金の管理状況」「法人文書の管理状況」「業務全般の執行状況」「過去の内部監査における改善・要請事項の改善・是正状況」とした。また、併せて平成25年度内部監査チェックリストを作成した。 チェックリストに基づき、ヒアリング及び実地監査を行った結果、監査事項について概ね適正であることが認められた。		
評価の視点等	自己評価	C	評価項目	評 定	C
【評価項目2 内部統制・ガバナンス強化への取組】	・内部統制・ガバナンス強化への取組については、内部統制向上検討委員会が主体となり行い、優先的に対応すべき3つのリスク（①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如）について、平成25年度も継続して取り組んだ。さらに、内部統制の充実・向上を図るため、職員意識調査（法人の長によるメッセージの浸透度、職員間のコミュニケーション（縦横）の健全性）を実施した。 また、各部より選出されたモニターと役員等によるモニタリング評価会議を年4回開催し、モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理に努めた。 リスク回避・軽減への取組としては、施設利用者等に対する事故防止対策及びインフルエンザ、ノロウイルス等感染症対策として、事故や感染症を未然に防ぐことの重要性を職員一人ひとりが十分に認識するよう、研修会や講習会など様々な機会を設けて、職員の意識改革に努めた。 更に、ホームページ等による業務内容の情報開示に努めるとともに、内部監査計画に基づき内部監査を実施した。 ・平成24年10月の障害者虐待防止法の施行後、虐待あるいは同法についての概略的な研修は行っていたが、虐待防止対策委員会の設置等の体制整備が遅れたこと及び職員への虐待防止に係わる法人としての方針の周知や不適切な支援の発生防止について徹底されていなかったことから、今般の虐待が疑われる事案の発生において、同法に基づき速やかに通報しなかったという誤りがあった。				
【数値目標】	【数値目標】				
○ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を年4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。	・各部に配置したモニターより業務の進行管理を継続的に行うため、モニタリング評価会議を年4回開催し、モニターからのモニタリング結果については、幹部職員をはじめ全ての職員に周知を図った。 （業務実績「②内部進行管理の充実」P4参照）				
○ 内部統制の向上を図るための取組を行うため内部統制向上検討委員会を年2回開催する。	・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、内部統制向上検討委員会において、前年度に引き続き優先的に対応すべき3つのリスク（①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如）について、平成25年度も継続して取り組んだ。 さらに、内部統制の充実・強化を図るため、法人の長によるメッセージの浸透度、職員間のコミュニケーション（縦横）の健全性について、職員意識調査を実施した。 これらの取組の検討等のため、内部統制向上検討委員会を3回開催した。 （業務実績「①内部統制の向上を図るための取組」P4参照）				
（委員会としての評価） 内部統制・ガバナンス強化への取組については、理事長の指示の下に、平成20年度に取りまとめた報告書に基づき、リスク対応に重点を置いた取組、内部監査の実施、継続的なモニタリングによる内部進行管理の実施、施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。 しかしながら、平成25年11月に関東信越厚生局群馬事務所と群馬県の社会保険医療担当者による保険医療機関に対する個別指導をうけ、その結果通知に基づき、今後約1,000万円の診療報酬の自主返還をしなければならない事態となったことは誠に遺憾である。二度とこのようなことが起こらないように、再発防止に向けた取組に万全を期されたい。 施設利用者の事故防止対策において、平成25年5月26日未明に男性入所利用者が紙オムツを喉に詰まらせて死亡する事故が発生した。入所施設においては、重大事故発生防止に最大限努力すべきであり、今後における再発防止の徹底を強く要望する。 平成25年8月に「障害者虐待防止法」にいう虐待が疑われる事案が発生したが、虐待防止の体制整備がなされておらず通報に遅れが生じ、平成26年3月31日に高崎市に通報し、4月9日高崎市による立ち入り検査が実施され、6月13日付けで、高崎市から「虐待を疑われる事例を発見したときは、障害者虐待防止法に基づき速やかに通報して下さい。」との勧告及び「職員への調査において虐待が疑われる内容がありました。適切な利用者処遇を講じてください。」といった文書指摘事項を受けている。勧告及び文書指摘事項に対する改善策として、①全職員へ通報義務と通報手順の周知徹底、②第三者委員会を設置し、事案の整理、原因分析及び問題点の洗い出しを行い再発防止策を着実に実行する旨、平成26年7月14日付けで高崎市に回答した。 のぞみの園は、勧告を真摯に受け止めるとともに、第三者委員会の提言を受け、今後は利用者の人権擁護と虐待防止等に対する取り組みを適切に実施し、再発防止の徹底を図ることを強く求める。					
（各委員の評価理由） ・トラブルが発生しているが、対策を講じ、事故数の減少等再発を防いでいる。 ・骨折や誤与薬等の発生件数はどうなっているのか。入所者の高齢化に伴って、様々な事象が生じているが思われるが、その対応はどうしているのか。事故のヒヤリハットの減少は評価できる。事故などの問題はあったが、取組としては努力されている。					

〔評価の視点〕 ○ 第2期中期目標期間における取組結果を踏まえて、内部統制の向上、ガバナンス強化に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)	〔評価の視点〕 実績：○ ・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、内部統制向上検討委員会において、前年度に引き続き優先的に対応すべき3つのリスク(①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如)について、平成25年度も継続して取り組んだ。 さらに、内部統制の充実・強化を図るため、法人の長によるメッセージの浸透度、職員間のコミュニケーション(縦横)の健全性について、職員意識調査を実施した。 これらの取組の検討等のため、内部統制向上検討委員会を3回開催した。(業務実績「①内部統制の向上を図るための取組」P4参照)	・虐待が疑われる事案に関し、虐待防止法施行後も、体制整備ができていなかったこと、発生から通報に7か月もの時間を要していることは、全国の範となるべき独立行政法人国立のぞみの園として、あってはならないことである。しかも、発生から1年近くが経過した現在においても、事実認識について施設としての統一した見解を見出すに至っていないことは、信じがたいことである。この事案そのものについての分析と今後に向けた対策を講じることはもちろん、この事案の対応に関し、迅速に進まなかった背景を、厳重に分析、原因究明をし、対策を講じなければならないと考える。 ・問題が生じた場合、速やかに組織的に対応する体制作りが急がれる。 ・内部統制の強化に向けた取り組みは真摯に進められている。事故防止対策への取り組みも適切である。虐待が疑われる事案については、事後の対応に問題があった。また、診療報酬の自主返還に至った事案についても、医療従事者への理解の徹底が欠けていたものと思われる。従って、本項目については、厳しい評価をせざるを得ないが、本施設が様々な悪条件のもとで、知的障害者の支援に取り組んでいる状況については十分理解されるところであり、引き続きモチベーションを維持し事業に取り組んでいただきたい。 ・数値目標は達成し、評価の視点に係る取組は実施されているが、専門領域に係る部分への踏込不足が診療報酬自主返還という事象につながったのではないかと。 ・虐待防止に関する研修や高崎市からの委託事業を実施する立場でありながら、法施行後1年近く経過してもなお体制が園内で出来ていなかった事に、大きな疑問を持つ。評価以前に、のぞみの園の存在意義にまで関わる重大問題である。	
○ 業務の進行管理のため、業務運営上の重要事項を定めて、組織的かつ継続的に進捗状況をモニタリングしているか。また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。	実績：○ ・各部所に配置したモニターより業務の進行管理を継続的に行うため、モニタリング評価会議を年4回開催し、モニターからのモニタリング結果については、幹部職員をはじめ全ての職員に周知を図った。(業務実績「②内部進行管理の充実」P4参照)		
○ 業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。また、内部監査について、計画を定めて定期的な監査を実施しているか。	実績：○ ・業務内容の情報開示については、ホームページに運営状況や財政状況、業務の遂行状況等を掲載するなど情報公開を徹底している。 また、監査機能の強化については、内部監査計画に基づき、平成25年度内部監査を実施し、その監査結果については、理事長に報告するとともに、当法人のホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「④業務内容の情報開示」「⑤取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備管理の充実」P6参照)		
○ 施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、 ①感染症予防や防災対策に努めているか。 ②施設利用者の事故防止対策に努めているか。 また、事故が発生した場合に、原因を分析し、再発防止に努めているか。	実績：○ (①について) ・感染症予防に関しては、必要に応じて、感染症対策委員会を開催(25年度は年2回開催)し、予防策等についての対応を図った。 防災対策については、施設利用者に対する防災及び避難訓練を夜間を含め定期的に実施するとともに、毎年度秋に役職員を含めた総合防災訓練を実施しており、平成25年度においても実施した。 (②について) ・施設利用者の事故防止対策として、事故を未然に防ぐことの重要性を職員一人ひとりが再認識するよう、事故防止対策委員会の検証結果については、園内報「きずな」に掲載して周知を図るとともに、事故防止対策強化月間、研修会等の機会を設け、介護技術や緊急時の対応技術の向上を図った。5月に発生した死亡事故に際しては、直ちに事故防止対策委員会を開催し、事故の検証を基に、高齢知的障害者等の支援に関する職員研修会を開催し再発防止に努めた。また、平成25年11月を事故防止対策強化月間として、ヒヤリハット対策の重要性について周知徹底した結果、報告件数が対前年度比で大幅に減少した。 (業務実績「③リスク回避・軽減への取組」P6～7参照)		
○ 業務改善の取組を適切に講じているか。 (業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営・情報提供、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)	実績：○ ・広く国民からの意見等を取り入れられる仕組みを整備し、また、職員から理事長に対して、業務改善に繋がる提案、ムダ削減に関する提案等を直接できる仕組みとして「業務改善提案箱」を整備している。 (業務実績「④業務内容の情報開示」P7参照)		
中 期 目 標 (第3期)	中 期 計 画 (第3期)	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費 (運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。))について、中期目標	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 中期目標に基づく業務運営の効率化に伴う経費節減1.6%以上を達成するため、常勤職員数の縮減、給与	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、「随	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 平成25年度の運営費交付金(予算額(退職手当相当額を除く。))については、1,437百万円を計上した。平成24年度と比較すると約22.8百万円(△13.7%)を節減した。また、今年度は第3期中期目標期間の初年度でもあり、確実に業務運営の効率化に伴う経費

期間の最終年度（平成29年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）と比べて16%以上節減すること。

なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。

水準の適正化、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定。以下、「随意契約等見直し計画」という。）等に基づく合理化に取り組む。

なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。

② 運営費交付金以外の収入の確保

ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。

また、地方自治体等の研修事業などを積極的に受託する。

イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。

意契約等見直し計画」（平成22年4月策定。以下、「随意契約等見直し計画」という。）等に基づく合理化に取り組む。

なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。

② 運営費交付金以外の収入の確保

ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。

イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。

ウ 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者に対して、継続して有期限の受け入れを行い、自立した生活が可能となるような支援の提供を行う。

エ 自立（生活）訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業B型の事業内容の充実を図る。

オ 地域のニーズを踏まえ、短期入所及び日中一時支援の利用拡大を図る。

削減を達成するため、予算執行状況を把握し業務の進捗状況等を勘案しながら適宜実施計画の変更を行うとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、入札案件については、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。

・平成24年度1,665百万円 → 平成25年度1,437百万円（△228百万円）
※退職手当相当額を除いた金額
・平成25年度期首223人 → 期末221人（△2人）

② 運営費交付金以外の収入の確保

事業収入は、障害福祉サービス提供に係る公費収入は、施設利用者が減少しているため、平成24年度との比較において減少となった。

ア 旧管理事務所跡地の有効利用について、利用者支援の観点から、障害者の就労支援施設として、きのこ栽培のためのハウスの設置、果樹園などの整備について検討を行った。

また、国からの研究費の補助及び群馬県等の実施事業の受託を行い、事業収入の増加を図った。

詳細については、「②運営費交付金以外の収入の確保」の「ケ国からの研究費の補助及び群馬県等の実施事業の受託」（ア）～（エ）を参照されたい。

イ 入所利用者等の公的年金等の管理について、本人・保護者等との委託契約を締結したうえで委託料を徴収して管理している。

また、光熱水費について、施設入所支援該当部分の前年度の使用実績を利用者が使用している部分を按分したうえで、利用者数で人数割りした額の負担を求めている。

ウ 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者の受入れについては、平成21年度1人、平成23年度2人、平成24年度1人、平成25年度には、2人とこれまで延べ6人受け入れ、福祉と医療の連携による支援の結果、行動等の著しい改善が認められ、平成24年度に1人、平成25年度に1人退所した。

また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受入れについては平成20年度2人、平成21年度3人、平成22年度4人、平成23年度1人、平成24年度6人、平成25年度には3人と、これまでに延べ19人を受け入れた。これらの対象者に対して、社会生活の適応と円滑な地域生活への移行を図るため、生活訓練をはじめ支援プログラムに則って支援の提供に努めた。結果として、平成21年度3人、平成22年度2人、平成23年度3人、平成24年度4人、平成25年度1人と、これまでに13人が地域生活に移行し、2人が退所した。

エ 自立（生活）訓練事業では、年度当初の在籍数は5人、年度末の在籍数は7人であった。就労移行支援事業では、年度当初の在籍数は6人、年度末の在籍数は7人であった。就労継続支援事業B型では、年度当初の在籍数は17人、年度末の在籍数は16人であった。

なお、就労継続支援事業B型については、平成25年10月1日、従来の施設として高崎市内にサテライトを開設し、定員を10人増員し、就労の場の拡充を図った。

また、新規利用者の確保のための取組では、就労支援の場等の見学や説明、相談の受付、事業内容紹介パンフレットを作成し、本人、家族、特別支援学校、相談支援センター等、関係機関10か所に配布した。

結果として、自立（生活）支援事業、就労移行支援、就労継続支援事業B型における新規の利用契約者は合計で10人であった。

（自立訓練、就労支援事業等利用実績）

	年度当初	年度期末	内 容
自立（訓練）訓練事業	5人	7人	新規4人、解約2人
就労移行支援事業	6人	7人	新規3人、就職1人、解約1人
就労継続支援事業B型	17人	16人	新規3人、就職1人、解約3人
合 計	28人	30人	2人増

オ 短期入所及び日中一時支援の拡大

地域の知的障害者に対して、短期入所又は日中一時利用等必要なサービスを提供した。具体的なサービスの提供については、受け入れ寮の1日のスケジュールに沿って行うことを基本とした。

なお、短期入所事業は、重い障害のある人たちの地域での生活を支えるため、あかし寮に専用居室（2個室）を整備し、高度の医療を必要としない重度の障害児・者の受け入れを25年3月より開始した。また、短期入所利用実績は前年度実績を大幅に上回った。日中一時支援事業についても前年度実績を上回った。他方、利用者の情報の共有化や適切なサービスを提供

			するため、「短期入所利用者支援会議」を毎月1回開催し、ニーズに応じたきめ細やかな対応に努めた。																				
			(短期入所・日中一時支援事業利用実績)																				
			<table><tr><th></th><th colspan="2">短期入所利用実績</th><th colspan="2">日中一時支援利用実績</th></tr><tr><th></th><th>総利用者数</th><th>総利用日数</th><th>総利用者数</th><th>総利用日数</th></tr><tr><td>平成24年度</td><td>134</td><td>1,177</td><td>99</td><td>195</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>198</td><td>1,685</td><td>116</td><td>215</td></tr></table>		短期入所利用実績		日中一時支援利用実績			総利用者数	総利用日数	総利用者数	総利用日数	平成24年度	134	1,177	99	195	平成25年度	198	1,685	116	215
	短期入所利用実績		日中一時支援利用実績																				
	総利用者数	総利用日数	総利用者数	総利用日数																			
平成24年度	134	1,177	99	195																			
平成25年度	198	1,685	116	215																			
	カ	地域の中に開設している生活介護事業所の利用拡大に努める。	カ	平成21年度に開設した施設外の生活介護事業所「さんばみち」にて、行政主催の福祉センター祭りや地域の催し物に参加し、紹介リーフレットを配布するなど通所利用者の新規開拓の取り組みに努めた。 平成25年度末の登録者は89人、一日平均15.6人の利用があった。 (平成24年度末 登録者 83人、一日平均16.7人)																			
	キ	外来診療について広報に努めることにより、診療収入の増を図る。	キ	診療収入の確保 医学管理料、指導料の算定に向けての取組を継続して行い、診療収入の確保と診療報酬請求業務の適正化等に努めている。 診療収入については、発達障害等の一般外来患者診療の受診増により、新患が233人(精神科157人、内科等76人)増加し、診療収入も下記のとおり確保に努めた。 【平成25年度 111,165千円 (平成24年度123,994千円) <診療所で取得している施設基準> ・有床診療所入院基本料1(夜間緊急体制・複数医師配置・看護配置加算) ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ) ・脳血管疾患リハビリテーション料(Ⅲ) ・電子化加算 ・入院時食事療養費(Ⅱ) ・補綴物維持管理料																			
	ク	児童発達支援事業及び放課後デイサービスを実施する。	ク	発達障害などのある人のニーズに対応して、就学前から成人まで切れ目なく支援をするため、障害児通所支援センター「れいんぼ～」を開設(平成25年4月)した。																			
	ケ	国や地方自治体、民間団体等の実施事業等を積極的に受託する。	ケ	国からの研究費の補助及び群馬県等の実施事業の受託 (ア) 国からの補助 国(厚生労働省)の「障害者総合福祉推進事業」、「社会福祉推進事業」の補助協議に応募し、補助採択を受け、「地域における短期入所(ショートステイ)の利用体制の構築に関する調査」、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する研究」を実施した。 (イ) 群馬県からの受託 a 行動援護従業者養成研修実施事業の受託 行動障害のある知的障害者(児)等に対して、外出時及び外出の前後に必要な支援を行うために必要な知識・技術を有する行動援護従業者の養成を図ることを目的とした研修を受託した。 ・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 受講者37人 b 知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修実施事業の受託 在宅介護に従事しているが、知的障害者(児)へのサービス提供の経験がないものに対し、サービス提供に関する基礎的な知識の研修を行うことにより、適切な知識を備えたヘルパーの確保及びサービスの質の向上を図ることを目的とした研修を受託した。 ・ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 受講者60人 (ウ) 高崎市からの受託 a 相談支援や情報提供等の便宜を供与し、社会生活を営むことが出来るようにするため、高崎市相談支援事業を受託した。 b 昨年度に引き続き高崎市障害者虐待防止センター事業を受託した。 (エ) その他(他県市町村からの委託) 当法人で受け入れを行っている被災施設の利用者に対し、その利用者の援護の実施者である福島県内の2市2町と障害程度区分認定調査に関する調整を行い、17名の障害程度認定区分調査を実施した。																			

		コ 大学、専門学校等の学生や、ホームヘルパー研修受講者等の実習を受け入れる。	コ 実習の受入 福祉系大学等の学生、介護職員初任者研修受講者等の各種養成機関からの実習を受入れた。実習の受入に当たっては、適切な負担を求めた。 (各種養成機関からの実習受入実数) <table><thead><tr><th>種別</th><th>学校数</th><th>人数</th><th>延べ日数</th></tr></thead><tbody><tr><td>社会福祉援助技術現場実習</td><td>6</td><td>30</td><td>712</td></tr><tr><td>保育実習</td><td>35</td><td>158</td><td>1,896</td></tr><tr><td>介護福祉実習</td><td>1</td><td>3</td><td>36</td></tr><tr><td>管理栄養士実習</td><td>1</td><td>1</td><td>10</td></tr><tr><td>臨床心理士実習</td><td>1</td><td>1</td><td>15</td></tr><tr><td>社会福祉主事実習</td><td>1</td><td>2</td><td>24</td></tr><tr><td>群馬県受託養成研修実習</td><td>2</td><td>97</td><td>171</td></tr><tr><td>訪問介護員養成研修実習</td><td>1</td><td>37</td><td>111</td></tr><tr><td>早期体験実習(医師養成)</td><td>1</td><td>4</td><td>40</td></tr><tr><td>合 計</td><td>49</td><td>333</td><td>3,015</td></tr></tbody></table> サ その他、研修参加費、出版物等について、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。	種別	学校数	人数	延べ日数	社会福祉援助技術現場実習	6	30	712	保育実習	35	158	1,896	介護福祉実習	1	3	36	管理栄養士実習	1	1	10	臨床心理士実習	1	1	15	社会福祉主事実習	1	2	24	群馬県受託養成研修実習	2	97	171	訪問介護員養成研修実習	1	37	111	早期体験実習(医師養成)	1	4	40	合 計	49	333	3,015	サ 研修等については、資料代等を含め参加費の負担を求めた。
種別	学校数	人数	延べ日数																																													
社会福祉援助技術現場実習	6	30	712																																													
保育実習	35	158	1,896																																													
介護福祉実習	1	3	36																																													
管理栄養士実習	1	1	10																																													
臨床心理士実習	1	1	15																																													
社会福祉主事実習	1	2	24																																													
群馬県受託養成研修実習	2	97	171																																													
訪問介護員養成研修実習	1	37	111																																													
早期体験実習(医師養成)	1	4	40																																													
合 計	49	333	3,015																																													

評 価 の 視 点 等	自己評価	A	評価項目	評 定	A
-------------	------	---	------	-----	---

【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	・運営費交付金(予算額)の節減について、第3期中期目標に定める16%以上の削減を達成するために、施設利用者が減少する中で平成25年度においても着実に経費削減等に取り組むとともに、運営費の確保を図るため、その他の事業収入の確保に努めた。				
【数値目標】	【数値目標】 ・平成25年度の運営費交付金(予算額(退職手当相当額を除く。))については、1,437百万円の交付となり、24年度と比較して約228百万円(△13.7%)を節減した。 (業務実績「①経費の節減」P8～9参照)				
○ 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成29年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成24年度)と比べて16%以上削減すること。					
【評価の視点】	【評価の視点】 実績：○ ・運営費交付金(予算額(退職手当を除く))については、第3期中期目標に定める16%以上の削減を達成するために、施設利用者が減少する中で着実に経費削減等に取り組むとともに、運営費の確保を図るため、その他の事業収入の確保に努め、24年度と比較して△13.7%(約2.3億円)を節減した。 (業務実績「①経費の節減」P8～9参照)				
○ 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、前中期目標期間の最終年度(平成24年度)と比較して、どの程度節減が図られているか。					
○ 事業収入の増加を図るための取組を行っているか。	実績：○ ・施設利用者の減少により事業収入を減少させないために、①著しく支援が困難な者等の新規受入の継続、②国や地方自治体の補助、委託事業を実施し、事業経費を確保するなど、収入増を図るための努力を行った。 (業務実績「②運営費交付金以外の収入の増」P9～11参照)				
○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	実績：○ ・コスト削減や効率化の観点から、各部において点検するとともに、契約に際しての決済において、内部監査部門である監査室において審査を受けている。その結果、冗費は発生していない。				
○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	実績：○ ・高崎市から受託している相談支援事業については、受託費のみでは運営が困難ではあるが、その事業の必要性に鑑み引き続き受託している。				

(委員会としての評価理由)	
経費の節減及び合理化の推進については、平成25年度においては、人件費総額の縮減のほか、「随意契約等見直し計画」に基づき、入札案件については一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。自己収入の確保については、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等の新規受入の継続、短期入所事業及び日中一時支援事業の利用拡大等により収入の確保に努めるとともに、国の補助事業、地方自治体からの受託事業を積極的に実施した。これらの取組の結果、第3期中期目標において設定された運営費交付金の節減目標(16%以上の節減)や総事業費に占める自己収入の比率目標(40%以上)について、運営費交付金では、13.7%の節減、総事業費に占める自己収入の比率では、55.5%となり、着実に取り組んでいるものと評価する。なお、さらなる経費節減のため、事業費の冗費点検の徹底について、工夫することを希望する。	
(各委員の評価理由)	
・計画通り実施されている。	
・運営費交付金の削減に従い、経費削減に努めている。人減費の節減は著しい。診療報酬の増、収入減の確保に努めている。相談支援についてはニーズへの対応がなされている。	
・計画通り実施されている。	
・業務運営の効率化については適切に取り組みが行われており、事業収入の確保に向けた取り組みも成果を上げている。	
・評価の視点の細目に係る実施状況は順調であり、数値目標についても達成へ向けて順当な進捗と評価できる。	

中 期 目 標 (第3期)	中 期 計 画 (第3期)	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績																																																				
2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を引き続き行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。 (1) 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による施設入所利用者数の減少や年々高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 (2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を引き続き行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。 (1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設利用者に対する支援の充実等を図るため、既存の施設・設備等について、施設利用者の障害等の状況に適確に対応した生活の場や日中活動の場、余暇時間を過ごす場等への有効活用を図る。 (2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 ア 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。 イ 発達障害児・者のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援する体制を整備して、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施する。	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 ① 会計検査院の指摘を受け、保有資産の管理・運用について、資産利用検討委員会を平成25年度において5回開催し旧管理事務所跡地の有効利用を検討した結果、利用者支援の観点から障害者の就労支援施設として、きのこハウス（きのこ栽培のためのハウス）の設置、果樹園などの整備を行うべきとの提言を受けた。今後、地域住民に対する説明会の開催および地元自治体、民間団体等の有識者を外部委員として加えた資産利用検討委員会の開催、準備を行うこととした。 ② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した女性の知的障害者の受入れを行うにあたり、建物の効率的な有効活用の観点から、自活訓練ホーム内を改装し、女性専用のユニットバス、脱衣室、物干しスペースなどを整備した。 ③ これまでの寮再編で空き寮となった建物については、施設利用者的高齢化や障害の程度に合わせて活動内容が選択できるよう活動支援棟のサテライトとして活用を図るとともに、その一部について（社福）友愛会の生活寮や日中活動の場として提供した。 また、設備改修により車椅子対応も可能となった厚生会館は入所利用者死亡退所時に家族の希望により、告別式会場として活用した。 (2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 ア 診療所の機能の活用 ○ 診療所において、地域の知的障害者（児）及び家族等に対して外来診療を実施した。 （診療実績については、P41～42を参照。） ＜地域の知的障害者等が利用できる診療科目＞ 内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科、臨床心理科、機能訓練科 特に、臨床心理科については、精神科と連携しており、精神科受診患者（平成25年度6,030名；対前年度1,616名増）の増加に伴い、利用数が大幅に増加した。ことばの遅れや発達上に問題がある利用者に対しては、ことばの学習訓練をはじめとする療育支援を行った。 また、外来患者の家族を対象とした家族心理教育のグループセッション（えすぼわー）のグループ区分の充実を図り、年間24回実施した。 ○ 精神科外来や心理外来を利用する発達障害児等を対象に、医師、臨床心理士、学校教職員、施設職員、児童相談所職員等によるケースカンファレンスを随時実施し、情報を共有化することにより、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。 イ 発達障害などのある人のニーズに対応して、就学前から成人まで切れ目なく支援をするため、障害児通所支援センター「れいんぼ～」を開設（平成25年4月）した。 ＜利用状況＞ ・児童発達支援事業 <table><tr><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>計</th></tr><tr><td>17</td><td>37</td><td>58</td><td>77</td><td>59</td><td>65</td><td>91</td><td>109</td><td>113</td><td>129</td><td>50</td><td>159</td><td>94</td></tr></table> ・放課後等デイサービス事業 <table><tr><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>計</th></tr><tr><td>68</td><td>144</td><td>149</td><td>149</td><td>100</td><td>128</td><td>166</td><td>161</td><td>143</td><td>153</td><td>44</td><td>149</td><td>1,554</td></tr></table>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	17	37	58	77	59	65	91	109	113	129	50	159	94	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	68	144	149	149	100	128	166	161	143	153	44	149	1,554
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																											
17	37	58	77	59	65	91	109	113	129	50	159	94																																											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																											
68	144	149	149	100	128	166	161	143	153	44	149	1,554																																											

	② 福祉関係者等への活動の場としての活用 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提供するなど、一層の利用促進を図る。	② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として提供する。 イ 施設・設備等について、福祉関係者の研修会等の場として提供する。 ウ 施設利用者と地域住民との交流を進め、障害者に対する地域住民の理解を高めるため、施設利用者と地域住民が参加するイベントを企画し実施する。	② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 活動の場として提供 ○ 地元高等学校のマラソン、ハイキングのコースや地元住民のオリエンテーリングコースとして、遊歩道等を開放した。 ○ カラオケや踊り等のボランティアに対して、活動の場として法人施設（文化センター）を提供した。 ○ 東日本大震災で被災してのぞみの園に集団避難している（社福）友愛会の利用者に対して、プールの利用を提供した。 ○ 旧管理事務所跡地について、地域住民のお花見等に開放した。 ○ 各施設の使用状況については、次表のとおりである。 <table><tr><th colspan="3">（施設の使用状況）</th></tr><tr><th>施設名</th><th>延べ利用人数</th><th>利用団体</th></tr><tr><td>体育館</td><td>628人</td><td>一般市民等</td></tr><tr><td>グラウンド</td><td>504人</td><td>少年野球チーム、ボーイスカウト、社会人野球チーム</td></tr><tr><td>テニスコート</td><td>981人</td><td>一般市民等</td></tr><tr><td>プール</td><td>6人</td><td>（福）友愛会（東日本大震災被災施設）</td></tr><tr><td>計</td><td>2,062人</td><td></td></tr></table> イ 研修会等の場としての提供 群馬県や関係団体等の要請を受け、研修会等の場として法人施設（文化センター）を提供した。 ・群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会 参加者数 161人 ・群馬県行動援護従業者養成研修会（3日間） 参加者数 37人 ・群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修（2回） 参加者数 60人 ウ 地域との交流 ○ 第11回ののぞみの園ふれあいフェスティバルを開催（平成25年10月19日） フェスティバルでは、各種イベントの開催や地域住民を対象とした見学ツアー並びに福祉や医療の相談を行った。模擬店を利用し地域住民との交流も深めた。 フェスティバル参加者数 2,302人 ○ 平成25年7月に「高校生のためのボランティア講座2013」を開催した 7月24日 参加者数 52人（群馬県高崎市・安中市・富岡市内の5校） ○ 平成25年9月に「大学生等のためのボランティア講座2013」を開催した 9月18日 参加者数 30人（群馬県前橋市・邑楽郡内の3校）	（施設の使用状況）			施設名	延べ利用人数	利用団体	体育館	628人	一般市民等	グラウンド	504人	少年野球チーム、ボーイスカウト、社会人野球チーム	テニスコート	981人	一般市民等	プール	6人	（福）友愛会（東日本大震災被災施設）	計	2,062人	
（施設の使用状況）																								
施設名	延べ利用人数	利用団体																						
体育館	628人	一般市民等																						
グラウンド	504人	少年野球チーム、ボーイスカウト、社会人野球チーム																						
テニスコート	981人	一般市民等																						
プール	6人	（福）友愛会（東日本大震災被災施設）																						
計	2,062人																							
評価の視点等	自己評価	B	評価項目	評定	B																			
【評価項目4 効率的かつ効果的な施設・設備の利用】	・会計検査院の指摘を受け、保有資産の管理・運用について、資産利用検討委員会を5回開催し旧管理事務所跡地の有効利用を検討した結果、利用者支援の観点から障害者の就労支援施設として、きのこハウス（きのこ栽培のためのハウス）の設置、果樹園などの整備を行うべきとの提言を受けた。 今後、地域住民に対する説明会の開催および地元自治体、民間団体等の有識者を外部委員として加えた資産利用検討委員会の開催、準備を行うこととした。																							
【評価の視点】	【評価の視点】 実績：○ ・会計検査院の指摘を受け、保有資産の管理・運用について、資産利用検討委員会を5回開催し旧管理事務所跡地の有効利用を検討した結果、利用 （委員会としての評価理由） 効率的な施設・設備の利用については、旧管理事務所等跡地利用に関して平成25年2月14・15日の会計検査院第5局の実地検査を受けて、「有効に利用されていない土地について自主的な見直しを不断に行うための体制を整備すること」「将来にわたり業務を実施する上で必要でないと認められる場合には国庫納付等の具体的な処分計画を策定し、必要であると認められる場合には、施設整備等の具体的な利用計画を策定する」との改善要求があった。その結果を受けて、資産（土地・建物）利用検討委員会を開催し、自主的な見直しを不断に行うための体制を整備するための規定改正を検討し承諾を得た。さらに旧管理事務所等跡地利用については、不要財産として国庫納付するか若しくは有効利用するか検討した結果、利用者への就労支援の観点から、「きのこハウス」及び「果樹園」に利用すべきとの結論に至ったところである。整備にあたっては、近隣住民に対して事前に事業内容等を十分																							
○ 保有する建物等の資産について、適時・的確に保有の必要性、利用方法を検討し、有効活用等に努めているか。（政・独委評価の視点事項と同様）																								

者支援の観点から障害者の就労支援施設として、きのこハウス（きのこ栽培のためのハウス）の設置、果樹園などの整備を行うべきとの提言を受けた。 今後、地域住民に対する説明会の開催および地元自治体、民間団体等の有識者を外部委員として加えた資産利用検討委員会の開催、準備を行うこととした。 （業務実績「（1）施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討」P12参照）		説明し了承を得る必要があることから、地域の代表である区長と住民説明会の実施方法及び日程調整を行い利用計画案を策定した。 また、東日本大震災の被災施設である友愛会の利用者及び職員等に対して、従来の事業を実施できるように、第4次募再編によって空き家となった建物を含めた3棟を同法人利用者等の居住の場として引き続き提供し、さらに、友愛会の日中活動サービスやグループホーム等の場として、のぞみの園の福利厚生施設（富士会館）を引き続き提供するとともに、独身寮の一部を友愛会のグループホーム事業に提供している。その他、地域福祉の観点から、障害者への理解を深めるとともに、地域との交流を図るためのふれあいフェスティバルを開催する等、積極的に施設・設備の有効活用に努めていることを評価する。なお、保有資産の大半は、山林、保安林であるため資産価値が低く、売却が極めて困難であるとされているが、引き続き活用方策について検討されたい。 （各委員の評価理由） ・計画通り実施されている。 ・更地の有効利用が十分でなかったが、計画を進めている。 ・計画通り実施されている。 ・旧管理棟跡地を、就労支援施設として、きのこハウスの設置あるいは果樹園の整備に利用する計画は適切と思われる。空き家などの有効利用についても、継続的に対策が検討されている。 ・検討及び空施設の活用実績が引き続き順当と評価できる。	
○ 施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。	実績：○ ・福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した女性の知的障害者の受入れを行うにあたり、建物の効率的な有効活用の観点から、自活訓練ホーム内を改築・改装し、女性専用のユニットバス、脱衣室、物干しスペースなどを整備した。 （業務実績「（1）施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討」P12参照）		
○ 保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。	実績：○ ・平成25年度監事監査（期中監査平成25年12月、期末監査平成26年5月実施）において、監事からの指摘事項は特になかった。		
○ 施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。	実績：○ ・地元行事として定着した「のぞみふれあいフェスティバル」（第11回）では、約2,300人の地域住民及びボランティア等が参加し、好評を得ている。 （業務実績「②福祉関係者等への活動の場としての活用」P13参照）		
○ 地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。	実績：○ ・地域の知的障害者（児）及び家族等に対し、積極的に診療を実施した他、学校などと連携を図り、ケースカンファレンス等時実施することにより、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。 （業務実績「①診療所の機能の活用」P12参照）		

中 期 目 標（第3期）	中 期 計 画（第3期）	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。 ① 整理合理化計画に基づき、のぞみの園において策定した「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。	3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 整理合理化計画に基づき、のぞみの園において策定した随意契約等見直し計画の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。	3 合理化の推進 （1）「随意契約等見直し計画」に基づく取組等 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組 平成25年度においても、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に進め、契約の適正な実施を図るとともに、その取組状況を公表する。 ② 競争性、透明性の確保 一般競争入札等のうち企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。	3 合理化の推進 （1）「随意契約等見直し計画」に基づく取組等 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組 「随意契約等見直し計画」（平成22年4月公表）及び「一者応札・一者応募」に係る改善方策について（平成21年7月公表）に基づき、入札案件については、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。 また、契約の適正な実施を図るため契約監視委員会を年2回開催し、点検・見直しを行い、その結果はのぞみの園ホームページに掲載し公表した。 ② 競争性、透明性の確保 ○ 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性・透明性が確保できるよう平成25年度においては、次の取組を行った。 ・公告期間の確保（期間の延伸）

③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	(2) 入札・契約の適正な実施の確保 契約監視委員会による審議、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。 (3) 外部委託の検討 業務の実施状況を踏まえた外部委託について検討する。	○ 競争性のない契約（随意契約）については、30件中28件が公共料金（上下水道料金・電気料金・ガス料金）であり、この件数をカウントしなければ競争性のない契約は2件、母数（契約総件数）は21件となり、競争性のある契約割合は90%となる。 競争性のある契約 19件（38.8%） 競争性のない契約 30件（61.2%） 合 計 49件（100.0%） (2) 入札・契約の適正な実施の確保 入札・契約の適正な実施の確保を図るため、外部有識者及び監事からなる契約監視委員会を平成25年度中に2回開催し、契約実績及び予定について、見直し・点検を実施したが指摘事項はなかった。 また、監事監査及び内部監査において、会計規程（第31条～第33条）の規定に基づき入札・契約が適正に実施されているか監査を受けたが指摘事項はなかった。 【平成25年度契約監視委員会実施状況】 ・第1回契約監視委員会 平成25年 9月 3日 ・第2回契約監視委員会 平成25年12月19日 (3) 外部委託の検討 外部委託についての検討は行ったが、新たな外部委託業務はなかった。			
評価の視点等		自己評価	A	評価項目	評 定	A
【評価項目5 合理化の推進】		・「随意契約等見直し計画」に基づき、入札案件については、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。 さらに、外部有識者及び監事で構成する契約監視委員会を開催し、契約内容について、概ね適正であると評価を得た。		(委員会としての評価理由) 業務運営における合理化の推進については、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件は全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施するなど、合理化を計画的に進めているものと認められる。		
〔数値目標〕 ○ 随意契約等見直し計画に基づき、競争性のある契約（公共料金（電気・ガス・上下水道料金）を除く。）を60%以上とする。		〔数値目標〕 ・競争性のない契約（随意契約）については、30件中28件が毎月支払われる公共料金（上下水道・電気・ガス料金）であり、この件数をカウントしなければ、競争性のない契約は2件、母数（契約総数）は21件となり、競争性のある契約割合は90%となる。 競争性のある契約 19件（38.8%） 競争性のない契約 30件（61.2%） 合 計 49件（100.0%） (業務実績「(1) 随意契約見直し計画」に基づく取組」P14参照)		(各委員の評価理由) ・契約の合理化、契約監視を引き続き進めている。 ・計画通りに実施されている。 ・随意契約の見直しは適切に行われている。実質的に競争性のある契約割合は90%であり、これは妥当である。 ・競争性のある契約の割合が実質的に数値目標を上回り、評価の視点に係る取組も順調と評価できる。		
〔評価の視点〕 ○ 「随意契約等見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)		〔評価の視点〕 実績：○ ・「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件については、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。 また、会計規程第33条の4に基づき、該当する契約については、のぞみの園ホームページに掲載し公表した。 さらに、契約の適正な実施を図るため契約監視委員会を年2回開催し、点検・見直しを行い、その結果ものぞみの園ホームページに掲載し公表した。 (業務実績「(1) 随意契約見直し計画」に基づく取組」P14～15参照)				
○ 一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)		実績：○ ・入札案件については、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。 また、平成25年度については、公告期間の確保（期間の延伸）を行い、競争性・透明性が確保できよう取り組んだ。 (業務実績「(2) 入札・契約の適正な実施の確保」P14参照)				

○ 入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)	実績：○ ・監事監査において、会計規程（第31条～第33条）の規定に基づき、入札・契約が適正に実施されているか監査を受けたが指摘事項はなかった。 また、会計監査人による往査において、関係書類のチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。 (業務実績「(2) 入札・契約の適正な実施の確保」P15参照)	
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績：○ ・監事監査において、適正に実施されているか、関係書類等のチェックを受けている。さらに、契約監視委員会において、見直し・点検が行われたが指摘事項はなかった。 (業務実績「(2) 入札・契約の適正な実施の確保」P15参照)	
○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	該当なし	
○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	該当なし	
○ 契約監視委員会での見直し・点検を適切に行っているか。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。	実績：○ ・入札・契約の適正な実施の確保を図るため、外部有識者及び監事からなる契約監視委員会を平成25年度中に2回開催し、契約実績及び予定について、見直し・点検を実施したが指摘事項はなかった。 また、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式を実施した。	

中 期 目 標 (第3期)	中 期 計 画 (第3期)	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 自立支援のための取組 (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと等により施設入所利用者数について、第2期中期目標終了時(平成25年3月31日)と比較して、16%縮減すること。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援のための取組 重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。 (1) 地域移行への取組 施設入所利用者の地域移行を引き続き推進すること等により施設入所利用者数について、第2期中期目標終了時(平成25年3月31日)と比較して、16%縮減する。 なお、地域移行に当たっては、入所利用者一人ひとりやその保護者等家族の同意を得ることや移行先の確保等に、丁寧かつきめ細かく取組を進める。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援のための取組 (1) 地域移行への取組 ① 施設入所利用者の地域移行の推進 施設入所利用者の地域移行の取組については、利用者の重度・高齢化により地域移行自体が難しくなっている現状を踏まえつつ、丁寧かつきめ細かく取組を進め、平成25年度中に5人程度の地域移行を目指す。	(1) 地域移行への取組 ① 施設利用者の地域移行の推進 ○ 地域移行の実績 地域移行への取組は、従来通り利用者及び家族の意向に基づいて丁寧に進めた。平成25年度においては、生活支援部及び診療部と連携・協力し、利用者の重度・高齢化の状態を改めて把握し、地域移行に向けたニーズの確認等を行った。 結果として、平成25年度においては、5人が地域移行し、年度目標値を達成した。

<平成25年度地域移行者の状況>

性別	男 1人	女 4人
移行先都道府県	1都4県	東京都1人、三重県1人、埼玉県1人、神奈川県1人、奈良県1人
年齢	平均63.4歳	(59歳～69歳)
在籍年数	平均39年2か月	(28年11か月～42年6か月)

<地域移行の実績>

第1期	第2期	第3期	合計
平成15年～19年度	平成20年～24年度	平成25年～29年度	
44人	106人	5人	155人

なお、これにより、平成25年度末の施設利用者数については276人となり、第2期中期目標期間終了時(平成25年3月31日)と比較して、約6%の減となった。

- 本人・保護者の同意が得られ、現在関係自治体や事業所と調整中となっている者は、平成25年度末現在で13人となっている。

<同意を得ている利用者の状況>

(平成26年3月31日現在)

区分	男	女	計
事業所決定 (施設・自治体の入所調整による待機中)	2人	2人	4人
事業所決定 (ケアホーム入居等待機中)	1人	0人	1人
事業所を探してる	5人	3人	8人
合 計	8人	5人	13人

② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

- ア 本人及び保護者への働きかけ
次の働きかけを行うことにより、新たな同意者の掘り起こしを図る。

- a 地域生活体験ホームの利用を通して、地域生活への利用者本人の思いや希望を保護者へ伝えることにより、保護者の抱える不安感を解消し、新たな同意獲得に繋げる。

② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

- ア 本人及び保護者への働きかけ

- 保護者総会や各寮毎に行われる保護者懇談会、さらに普段の面会の機会を活用して、地域移行の取組みの状況等の説明を行った。
地域移行に関する説明の際には、地域での生活を理解していただくため、既に地域移行した者の生活の様子を撮影したDVDを視聴し、移行後の暮らしぶりなどについて理解や安心感が得られるようにした。
また、地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年間4回作成し、保護者全員に配布した。
さらに、少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の事業所等を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていること等の理解を求めた。

- a 宿泊体験、地域生活体験等の実施

地域生活体験ホームの利用を通して、地域生活への利用者本人の思いや希望を保護者へ伝えることにより、保護者の抱える不安感を解消し、新たな同意獲得に繋げることを目的に、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける生活体験等を実施した。
重度・高齢の利用者については、地域生活体験ホーム「くるん」(バリアフリー)において、施設利用者の状況に合わせて、短期(1泊～1カ月未満)の宿泊体験を行った。
また、高齢化・重度化が特に顕著な利用者に対しては、身体的・精神的に負担が少ない日帰りの生活体験も実施した。特に、車椅子を使用し、食事、排泄等、常時生活全般に身体介護等が必要な者については、地域生活を体験するために必要な支援体制を検証することを目的に実施した。

<宿泊体験等の実施状況>

体験方法 / 年度	平成24年度		平成25年度	
	人数(延べ)	日数(延べ)	人数(延べ)	日数(延べ)
① 一般的宿泊体験 日帰り体験	23人	114日	25人	428日
	—	—	31人	31日
② 重介護者宿泊体験 日帰り体験	3人	11日	2人	4日
	—	—	13人	13日
合 計	26人	125日	71人	476日

		b. 地域で暮らせる可能性の高い年齢（概ね60歳以下）の利用者を重点的に地域生活体験等を行い、本人・家族へ同意を求める働きかけを行う。 c. 地域移行に向けた具体的な個別支援計画を作成する。 イ 移行先確保に向けた環境整備 a. 出身都道府県・市町村や地域のキーパーソンからの紹介等を受け移行先事業所を開拓する。 平成25年度においては、比較的に入所利用者の多い出身地域（東京都・埼玉県）の自治体（市区町村）への働きかけを重点的にを行い、地域移行への協力を依頼する。 ウ 移行者に対する地域生活への支援 a. 移行前の健康診断を実施する。 b. 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローア	b. 地域で暮らせる可能性の高い年齢（概ね60歳以下）の利用者を重点的に地域生活体験等を行い、本人・家族へ同意を求める働きかけを行った。 平成25年4月より、地域生活体験ホーム「うぐいす」において、自閉症の診断を受けている、あるいは自閉的な傾向を強く持つ5人について地域生活体験を開始した。 これにより、重度の知的障害と自閉症を併せ持つ利用者について、頑なに地域移行を反対していた保護者1名から地域移行の同意を得ることが出来た。 <地域生活体験ホーム「うぐいす」入居利用者の状況> <table border="1"> <tr> <th>入居定員 / 現員</th><th>平均年齢</th><th>平均入所期間</th><th>平均障害程度区分</th></tr> <tr> <td>5人 / 5人</td><td>45.0才</td><td>25年5か月</td><td>5.2</td></tr> </table> ※ 長期地域生活体験（※1か月以上継続して行う地域生活体験。1年以上の場合も多い） 短期の宿泊体験等を通じてアセスメントを行なった結果、家族の同意の確保や地域生活が可能と思われる施設利用者に対して、地域での生活に近い生活環境での地域生活体験を長期で実施した。地域体験ホームは、2か所設置している。 ① 地域生活体験ホーム「くるん」 3人 ② 地域生活体験ホーム「うぐいす」 5人 c. 施設利用者の個別支援計画（施設入所支援・日中活動支援）の作成にあたって、地域生活への移行に向けて、洗濯・買い物等のIADL（手段的日常生活動作）が可能となるよう必要な支援内容を確認し、支援計画を作成した。 ○ 具体的に地域移行を予定する者に対しては、移行先の事業所の見学や現地での宿泊体験を実施した。 実施利用者数・・・7人 実施事業所所在地・・・1都5県 見学回数（実施人数）・・・1回（6人）4回（1人） 宿泊体験回数（実施人数）・・・1回（1人）2回（2人） * 事業所見学については、必ず地域移行係職員による事前調査を行っている。 保護者についても、原則として事前見学を行うこととしており、また、宿泊体験時にも見学し、本人の生活の様子の確認を実施している。 イ 移行先確保に向けた環境整備 （ア）国・地方自治体への協力要請 【平成25年度の実績】 ○ 全国障害保健福祉関係主管課長会議（平成26年3月11日開催） 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請した。 ○ 平成25年度の重点都道府県として、1都1県（東京都、埼玉県）の自治体（市区町村）に対して重点的に協力等を要請した。4区2市1町に対して59回実施（うち訪問3回） ○ 地域移行を予定している施設利用者の出身市区町村に対して、随時、個別に地域移行に向けた具体的な調整を行った。全国20市4区4町に対して210回実施 （イ）地域のキーパーソンとなる福祉関係者からの紹介で、1都4県で9事業所が新たな協力事業所として確保することができた。 ウ 移行者に対する地域生活への支援 a. 移行前の健康診断を実施する。 移行前の健康診断を診療所において実施した。併せて、移行先においても継続した医療支援が必要な場合に備えて、すべての移行者に診療情報提供書を交付した。これについては、利用者の高齢化により、医療情報が安心した地域での生活に不可欠であることから、地域移行3ヶ月前からのカンファレンスの段階から準備し、的確に支援が引き継げるよう取り組んだ。 b. 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを徹底して行うほか、高崎市に所在するケアホーム等への移行者に対しては、地域生活支援センターによる	入居定員 / 現員	平均年齢	平均入所期間	平均障害程度区分	5人 / 5人	45.0才	25年5か月	5.2
入居定員 / 現員	平均年齢	平均入所期間	平均障害程度区分								
5人 / 5人	45.0才	25年5か月	5.2								

			ップを徹底して行うほか、高崎市に所在するケアホーム等への移行者に対しては、地域生活支援センターによる支援を行う。	支援を行う。 (ア) 地域移行者のフォローアップ ○ 地域移行者のフォローアップとして、地域移行した者を対象として、①移行先事業所等へ訪問し、本人と面接、生活基礎調査を実施した。②電話等の連絡により、生活の状況を確認した。 ○ 今後の地域移行を進めるための参考とするため、移行先事業所等と本人を対象としたアンケート調査を実施した。(9事業所等、9人) ○ 移行先事業所より、移行後5年を経過した利用者について、「原因不明の疾病により入退院を繰り返し、現状では近隣の病院、施設等において支援困難」との相談を受け、支援会議等にも複数回にわたり助言者として出席した。結果として、再入所の手続きをとった。 <フォローアップの状況> <table><tr><td>地域移行した者(退所者数)</td><td>120人</td></tr><tr><td>移行自治体数(都道府県)</td><td>33自治体</td></tr><tr><td>男女別</td><td>男69 女51</td></tr></table> <table><tr><td>回数</td><td>人数</td></tr><tr><td>1</td><td>15人</td></tr><tr><td>2～4</td><td>51人</td></tr><tr><td>5～9</td><td>31人</td></tr><tr><td>10～</td><td>23人</td></tr><tr><td>計</td><td>120人</td></tr></table> <table><tr><td>方法</td><td>回数(延べ人数)</td></tr><tr><td>来所</td><td>64回(27人)</td></tr><tr><td>訪問</td><td>95回(43人)</td></tr><tr><td>手紙</td><td>100回(54人)</td></tr><tr><td>電話</td><td>755回(115人)</td></tr><tr><td>計</td><td>1014回(239人)</td></tr></table> ※ フォローアップ対象者数は地域移行者155人のうち、平成24年度までに死亡した11人、当法人直営ケアホーム入居者25人、再入所1人を除く、120人であった。 ○ 地域生活支援センターにおいて、当法人のケアホーム「おおいし」、「いしはら」、「さくら」、「やちよ」の4か所(25人)の入居者支援を行った。 高齢・重度対応の「いしはら」、「おおいし」、「さくら」及び自閉的傾向を有する者を対象としたケアホーム「やちよ」の入居者の日中活動については、ケアホームの近隣に平成21年度に設置した生活介護事業所「さんぼみち」を主に活用している。 また、個々のニーズに合わせ、他の事業所の利用についても積極的にを行い、移動支援、行動援護、同行援護、基準該当による通所事業所、介護保険の通所介護等を活用し、活動範囲の拡大を図ると共に、必要に応じサービスの調整や事業所との連携等を行なった。 さらに、新たに介護保険の対象となる利用所の介護保険申請事務や介護認定調査の立ち会い等を行い、活用に向けた準備も併せて行なった。	地域移行した者(退所者数)	120人	移行自治体数(都道府県)	33自治体	男女別	男69 女51	回数	人数	1	15人	2～4	51人	5～9	31人	10～	23人	計	120人	方法	回数(延べ人数)	来所	64回(27人)	訪問	95回(43人)	手紙	100回(54人)	電話	755回(115人)	計	1014回(239人)
地域移行した者(退所者数)	120人																																	
移行自治体数(都道府県)	33自治体																																	
男女別	男69 女51																																	
回数	人数																																	
1	15人																																	
2～4	51人																																	
5～9	31人																																	
10～	23人																																	
計	120人																																	
方法	回数(延べ人数)																																	
来所	64回(27人)																																	
訪問	95回(43人)																																	
手紙	100回(54人)																																	
電話	755回(115人)																																	
計	1014回(239人)																																	
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定	A																													
【評価項目6 施設利用者の地域移行への取組】	・地域移行の実現に向けて、丁寧かつきめ細かい取り組みを継続した。 本人及び保護者の同意を得る取り組みとして、保護者懇談会や面会時等の個別説明や広報紙の発行等、効果的と思われる手法を継続的にを行い、取り組みについても丁寧且つきめ細かく進めた。 また、年々地域移行を進めていく中で、残っている利用者については重度・高齢化が進み、継続的な医療行為が必要とされたり、重篤な病気等で地域移行が困難になる者も増えている。また、地域移行が可能であっても本人の機能低下が進み、移行先についてもそれに合わせた支援内容・住環境等の整備が求められるようになっていく。日中活動についても、重度者に対応できる生活介護事業所の整備が進まない中、在宅者を優先する地域も多い。更に、介護保険との制度的な整合性を求められることも多くなっている。このように年々困難に成っていく状況の中、年度目標5人程度に対して、5人の地域移行を達成した。			(委員会としての評価理由) 重度知的障害者の地域移行への取組については、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、個別支援計画に基づき、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでおり、地域移行した者に対しては、生活の適応状況を把握し、助言・相談を行うといったフォローアップを実施していることが認められる。 年々、施設利用者の高齢化・機能低下及び疾病を併発する施設利用者が増え、地域移行が難しくなっている中、平成25年度においては、5人の利用者の地域移行を実現させ、第3期中期目標期間における施設利用者の16%縮減に向けた初年度として、全体として6%の施設利用者の縮減を達成させたことは評価する。 このような更なる成果を上げるため、施設利用者や保護者・家族等に対して実施している、1)保護者懇談会等の機会を利用した個別面談、2)地域移行者の生活の紹介、3)出身地の事業所紹介、4)移行予定先事業所の見学や宿泊体験、地域生活体験ホームでの日中活動体験の取組みなどを通じて、施設利用者が高齢化・重度化する中、地域移行に関して、本人の希望を見極めようとする視点は評価できる。また、移行先の事業所確保のための取組みとして、自治体への協力要請や自ら受入先施設・事業所等の開拓を行ったことについて評価する。																														
【数値目標】 ○ 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、年5人程度の施設入所利用者の地域移行を目指す等、第2期中期目標終了時(平成25年3月31日)と比較して、計画的に16%縮減すること。	【数値目標】 ・平成25年度の施設入所利用者の地域移行者は5人となり、目標を達成した。 (業務実績「(1) 地域移行への取組」P16～17参照)																																	

【評価の視点】 ○ 施設入所利用者数について、第2期中期目標終了時(平成25年3月31日)と比較して、16%縮減する目標に対する進捗状況はどうか。	【評価の視点】 実績：○ ・利用者の重度・高齢化により地域移行自体が難しくなっている現状を踏まえつつ、丁寧かつきめ細かく取組を進め、平成25年度中に目標であった5人の地域移行を達成した。 (業務実績「(1) 地域移行への取組」P16～17参照)	なお、施設利用者の高齢化や疾病等により地域移行の取組について困難と思われる状況は理解するものであるが、さらにこれまで積み重ねた支援技術と経験を活かして、施設利用者本人の意向を最大限尊重し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるように、さらに粘り強くきめ細かな対応に取り組まれた。 (各委員の評価理由) ・目標を達成している。	
○ 地域移行について、計画的に実施しているか。 ① 施設利用者及び保護者等へ丁寧な説明を行うとともに、同意を得るための取組に努めているか。 ② 施設利用者に対して、地域生活体験等地域生活に向けた個別支援計画の作成に取り組んでいるか。	実績：○ ① 保護者総会や各生活寮の保護者懇談会及び各保護者の来園の機会を利用して、地域移行の取組み状況等の説明を行った他、更なる理解と安心を得るために地域移行通信を作成し年4回の配布を行なった。また、地域生活への利用者の思いや様子等を保護者へ伝えることで保護者の不安を解消し、新たな同意獲得に繋げることを目的に、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける生活体験等を実施した。更に、具体的に地域移行を予定する者に対しては、移行先の事業所の見学や現地での宿泊体験を実施し、保護者の同意の獲得に資した。 ② 施設利用者の個別支援計画等の作成にあたって、地域生活への移行に向けて、主にIADL(手段的日常生活動作)について必要な支援内容を確認し、支援計画を作成した。また、必要に応じて、地域生活体験ホームでの生活体験を実施し、地域生活への理解や可能性を探るなどした (業務実績「(1) 地域移行への取組」P17～18参照)	・地域移行が難しい状況にある入所者が増える中、地域移行を確実に進めていることは評価できる。宿泊体験を拡充し、加えて利用者の「気持ち」についても把握していることは優れた取組みである。 ・入所者が、高齢化、重度化する中、本人の意志決定支援や体験する中から本人の希望を見極めようとする視点は評価できる。 ・当該目標は非常に難易度が高く、その実現のために日々のきめ細かな対応、職員の多大な努力が求められており、その取組は評価できる。 ・入寮者の高齢化が進む中で地域移行に多くの困難が伴うことは、理解できるところである。地域移行の年度目標が達成され、また宿泊体験等にも積極的な取り組みが行われていることは評価できる。	
○ 施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整に努めているか。 ① 地域移行先を確保するための取組に努めているか。 ② 移行後の生活について、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整えるために移行先との連携は図られているか。	実績：○ ① 全国障害保健福祉関係主管課長会議(平成26年3月11日開催)において、国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請した。また、平成25年度の重点都道府県として、1都1県(東京都、埼玉県)の自治体に対して重点的に協力等を要請した他、地域移行を予定している施設利用者の出身市区町村に対して、随時・個別に具体的な調整を行った。新たな地域移行先を確保する為、地域のキーパーソンとなる福祉関係者からの紹介等で、1都4県で9事業所を新たな協力事業所として確保した。 ② 地域移行した者を対象として、家族・事業所に対して電話等により、生活の状況を確認し、本人の支援上の問題等についての相談に応じるなどした。また、必要に応じて移行先へ訪問し、支援会議への出席等具体的な調整を連携し行なった。 (業務実績「(1) 地域移行への取組」P18～19参照)	・評価の視点の細目に係る実施状況は順調であり、数値目標についても達成へ向けて順当な進捗と評価できる。 ・どのような入所者がどのような支援によりどこへ地域移行し、その場所での支援の体制に結びつけたかが、地域移行支援であるはずである。そのような報告があるとよかったと思う。	
○ 地域移行した者のフォローアップを定期的に行っているか。	実績：○ ・地域移行者のフォローアップとして、地域移行した者で、死亡した等を除く120名を対象として、電話・手紙等の連絡により、延べ1024回、生活の状況等の確認を行なった。尚、必要に応じて、移行後1年及び5年経過した者と身体状況が変化した者や移行先が変わった者等49人に対して、移行先への訪問、本人や家族・支援者等と面接を実施、移行先での生活が円滑に行なわれるよう調整を行なった。 (業務実績「(1) 地域移行への取組」P18～19参照)		
中 期 目 標 (第3期)	中 期 計 画 (第3期)	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
(2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。 特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対する専門性の高い支援を実践すること。	(2) 施設入所利用者の高齢化に対応した支援 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。 特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対する専門性の高い支援を実践する。	(2) 施設入所利用者の高齢化に対応した支援 ① 高齢知的障害者への専門性の高い支援の取り組みとして、居住形態や日中の過ごし方等、ニーズに対応した支援を実践する。 ② 認知症を発症した高齢知的障害者に対して、第2期の成果を踏まえて、適切な支援を実践する。	(2) 施設入所利用者の高齢化に対応した支援 ① 高齢者支援グループでの専門性の高い支援の取り組みとして、食事、入浴、余暇場面における穏やかな生活支援の提供やディールームにパーテーションの設置や玄関の風除室に自動ドアを設置し、生活環境の整備を行いつつ効果的な支援の実践に努めた。また、日中活動のひとつとして、施設外にある地域生活体験ホームの設備を活用し、地域で過ごす活動を提供した。 ② 認知症研究班による会議を開催し、認知症を発症した者及び認知症と疑われる者の適切な支援について検討するとともに事例を精査及び取りまとめを行い、国立のぞみの園10周年記念セミナー「知的障害者の高齢化と認知症」において「認知症に罹患した高齢知的障害者のよりよい生活を支える」と題して認知症に罹患した知的障害者の変化や支援者の気づき等に焦点をあてた報告を行った。

		③ 機能低下の著しい高齢知的障害者及び医療的ケアが必要な高齢知的障害者に対して、適切な支援を実践する。 ④ 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、多様な研修等の機会を設け、専門性の向上を図る。	③ 機能低下の著しい高齢知的障害者及び医療的ケアを必要とする高齢知的障害者への適切な支援の在り方について、機能低下班及び医療的ケア班の高齢者事例検討会議を開催し、個別事例ごとについて医療との連携による適切な支援について検討を行いつつ、心身機能に配慮した居住設備の改修及び生活環境の改善を図った。 ④ 高齢者支援の専門家として、県外の特別養護老人ホームの施設長、排泄支援及び認知症支援の専門家を講師として、職員研修会を開催した。また、高齢知的障害者の転倒予防をテーマに群馬県知的福祉協会研究発表会での発表を行うとともに県外の特別養護老人ホームでの実務研修へ2人の職員を派遣し、それぞれ法人内研究発表会において報告を行う等、職員の専門性の向上を図った。 平成25年5月26日未明、事故につながるような健康状態の悪化や精神状態の変化、紙オムツを口に入れたりするような前兆行動は見られなかった男性利用者（64歳）が、紙オムツを喉に詰まらせ死亡する事故が発生した。 事故後、直ちに開催された事故防止対策委員会での検証において、平成22年度に発生したオムツを喉に詰めて死亡した事故の再発防止策として見直された「夜間の支援マニュアル」を遵守していたにも関わらず防げなかった事故であり、マニュアルでは防止しきれない事例であったため、同様の事故の再発防止策として、以下の高齢知的障害者等の支援に関する職員研修を開催した。 ・排泄支援に関する研修 - 外部アドバイザーにより、オムツに頼らない排泄支援及び適切なオムツの使用について、指導・助言を受けた。 「適切な排泄ケアをめざして…」～おむつのあて方・使い方～ (NPO法人日本コンチネンズ協会コンチネンズアドバイザー) 79人参加 ・高齢知的障害者の医療的知識に関する研修 「高齢知的障害者の健康と医療」～認知症を中心に～ (のぞみの園診療部長) 84人参加 - のぞみの園診療部長より、認知症等の医療的知識の講義に併せ、利用者の日常生活の中で今まで見られない行動や言動等の変化について細やかな観察や対応を行うよう指導を受けた。		
評価の視点等	自己評価	B	評価項目	評 定	B
【評価項目 7 施設入所利用者の高齢化に対応した支援】	施設入所利用者の高齢化に対応した専門性の高い支援の取り組みとして、居住形態や日中活動等、ニーズに対応した支援に努めるとともに、認知症、機能低下の著しい者及び医療的ケアが必要な者への適切な支援に努めた。 平成25年5月26日未明に、男性入所利用者が紙オムツを喉に詰まらせて死亡する事故が発生した。当該事故は予測が困難であり、かつ、マニュアルでは防止しきれない事例であったため、同様の事故の再発防止策として、排泄支援に関する研修及び高齢知的障害者の認知症等の医療的知識に関する研修を実施した。			(委員会としての評価理由) 高齢化する施設入所利用者の支援の専門性を高めるため、生活支援員で構成する高齢者事例検討会議を毎月開催し、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者の事例について検証するとともに医療との連携により、適切な支援を行った。 平成25年5月26日未明に事故につながるような前兆行動が見られなかった男性入所利用者が紙オムツを喉に詰まらせて死亡した事故が発生したが、当該事故は予測が困難であり、かつマニュアルでは防止しきれない事例であったことから、同様の事故の再発防止策として、排泄支援に関する研修及び高齢知的障害者の認知症等の医療的知識に関する研修を実施し、オムツに頼らない支援に努めるとともに利用者の今までに見られない行動や言動等の変化について細やかな観察や対応に努めた。 25年度も引き続き認知症支援研究班を設置し、同研究班において、認知症を発症した者及び認知症と疑われる者の適切な支援を検討するとともに事例の検証を行い、国立のぞみの園10周年記念セミナー「知的障害者と認知症」において認知症に罹患した知的障害者の変化や支援者の気づき等に焦点をあてた実践報告を行った。 また、高齢者支援のあり様や高齢者への介護技術の向上等の視点から高齢者支援の専門家として、県外の特別養護老人ホームの施設長、排泄支援及び認知症支援の専門家を講師として職員研修会を開催した。さらに、県外の特別養護老人ホームでの実務研修を積極的に実施し、支援者の専門性の向上を図るとともに、その内容について法人内研究発表会において報告を行った。このような支援の実践について、ニュースレターで情報提供を行うとともに、障害者支援施設等の求めに応じて講師を派遣するとともに知的障害者施設の若手の職員を対象とした支援者養成現任研修(高齢知的障害者支援者コース)の受入れを行った。	
【評価の視点】	【評価の視点】				
○ 高齢の施設入所利用者の支援のため、研修を行うなど職員の専門性の向上に努めているか。	実績：○ ・高齢の施設入所利用者の支援のため、職員の専門性を高める取り組みとして、生活支援員で構成する認知症研究班や高齢者事例検討会議を設置し、事例についての検討を行うとともに高齢者支援の専門家として、県外の特別養護老人ホームの施設長、排泄支援及び認知症支援の専門家を講師として、職員研修会を開催するとともに、国立のぞみの園10周年記念セミナーでは、認知症研究班が認知症に罹患した知的障害者の変化や支援者の気づきに焦点をあてた実践報告を行った。また、高齢知的障害者の転倒予防をテーマに群馬県知的障害者福祉協会研究発表会での発表を行うとともに、県外の特別養護老人ホームでの実務研修を実施し、それぞれ法人内研究発表会において報告を行う等、職員の専門性の向上に努めた。 (業務実績「(2)施設入所利用者の高齢化に対応した支援」P20参照)				
○ 高齢化に対応した施設、設備の整備や、日中活動プログラムの工夫などに取り組んでいるか。	実績：○ ・高齢者支援グループに介護トイレ及び風除室に自動ドアを設置すると				

○ 認知症、機能低下により医療的ケアの必要な利用者について、福祉と医療が連携した専門性の高い支援を行っているか。		実績：○ ・ 認知症及び心身の機能低下や医療的ケアが必要な利用者について、摂食嚥下外来や福祉機器におけるシーティング、喀痰吸引及び経管栄養等について福祉と医療が連携し、生活の質の向上や安全安楽な介護に向けての専門性の高い支援の提供に努めた。 (業務実績「(2)施設入所利用者の高齢化に対応した支援」P20参照)		施設入所利用者の高齢化が進行する中、専門性の高い支援の実践への取組が種々行われ、さらに他の障害者支援施設・事業所が活用できるよう情報提供・普及が行われたことを評価する。今後さらに入所利用者の高齢化、重度化が予測される中で、利用者の尊厳を守りながら、引き続き一人ひとり丁寧な支援を行うことを希望する。 (各委員の評価理由) ・ 研修等の効果が不明確である。 ・ 職員の専門技術向上の取組と併せ、施設の設備を整備することにも取り組んでいる。ニュースレターやセミナーによる情報提供、重度の要介護者に対する対応策に取り組んでいる。							
○ 支援の実践等について、他の障害者支援施設・事業所が活用できるよう情報提供、普及に努めているか。		実績：○ ・ 高齢者支援の専門性の高い取り組みについて、ニュースレターで情報提供を行うとともに国立のぞみの10周年記念セミナー「知的障害者の高齢化と認知症」を開催した。また、障害者支援施設等の求めに応じて講師を派遣するとともに高齢者支援グループにおいて、知的障害者施設の若手職員を対象とした支援者養成現任研修（高齢知的障害者支援コース）として3人の受入れを行い、障害者支援施設等からの視察や見学者を受入れた。さらに認知症を発症した者及び認知症と疑われる高齢知的障害者への適切な支援の在り方として『50歳からの支援』と題した事例集の情報提供、普及に努めた (業務実績「(2)施設入所利用者の高齢化に対応した支援」P20参照)		・ 高齢化、重度化している利用者の、施設に入所している今現在の暮らしに対し、生きがいにつながる活動や地域社会の人と実際に関わる活動等、暮らしの質の向上に向け、どのようなことを実践しているのかをより具体的に示すこと、及びそれにより、個々の暮らしの質がどう変化したのか、評価を明確にしていける必要があると考える。 ・ 職員の専門性の向上に向けた取り組みは積極的に進められている。成果が目に見えて現れるまで、今少し評価を待ちたい。 ・ 評価の視点の各項目につき、順調に実施している。 ・ 高齢入所者、医療的ケアが必要な入所者への支援におけるリスクマネジメントが十分実施されているとは理解できない。研修を実施すると同時に事故が起こる前の基本的な権利擁護システムが機能することが重要と考える。							
中期目標 (第3期)		中期計画 (第3期)		25年度計画		平成25年度業務実績					
(3) 今後の新たな施設入所利用者の受入 下記の①と②の者に特化したものとする。 ① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。		(3) 新たに受け入れる施設入所利用者への支援 ① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者の地域での自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築する。		(3) 新たに受け入れる施設入所利用者への支援 ① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者を有期限で受け入れ、地域での自立した生活が可能となるような施設入所支援や日中活動支援を提供する。		(3) 新たに受け入れる施設入所利用者への支援 ① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者への支援 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に入退院等をしている知的障害者の受入については、21年度に1人、23年度に2人、24年度に1人、25年度には2人を受入れ、特別支援グループの寮での支援を行っている。支援に際しては診療所の精神科医師、臨床心理士等連携して、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景・対応について検討を行うつ、個別のニーズの応じた施設入所支援や日中活動支援の提供を行った。なお、福祉と医療の連携による支援を継続して行った結果、行動等の改善が認められ、24年度に1人、25年度に1人が退所した。 また、東京都所在の入院患者の地域移行に熱心な精神科病院と連携し、受入を前提として相互に訪問等を通しての状況の確認を行うとともに、支援における助言や移行に関する手続き等の情報を提供した。					
評価の視点等		自己評価		A		評価項目		評 定		A	
【評価項目 8 著しい行動障害等を有する者等への支援】		・ 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者（以下「著しい行動障害等を有する者等」という。）の支援については、診療所の精神科医師、臨床心理士等と連携して、特別支援グループのあじさい・かわせみ寮において適切な支援を提供するとともに関係機関等と連携しサービスモデルの構築に努めた。 また、東京都所在の入院患者の地域移行に熱心な精神科病院と連携し、受入を前提として支援における助言や移行に関する手続き等の情報を提供した。						(委員会としての評価理由) 著しい行動障害等を有する者等に対する受入から退所については、行政、相談支援事業者、精神科病院、障害者支援施設等の関係機関と連携し、支援については、診療所の精神科医、臨床心理士等と連携して、特別支援グループのあじさい・かわせみ寮において、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景・対応について検討を行うなど、適切な支援を提供した。平成25年度においては、精神科病院に入院をしていた知的障害者2人の受入れを行い、特別支援グループでの支援を行った。また、23年度に受け入れた精神科病院に入退院を繰り返していた者への福祉と医療の連携による支援を継続して			

〔評価の視点〕 ○ 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者（以下「著しい行動障害等を有する者等」という。）を受入れ、サービスモデルの構築に向けて取り組んでいるか。また、他の障害者支援施設・事業所が活用できるよう情報提供、普及に努めているか。	〔評価の視点〕 実績：○ ・著しい行動障害等を有する者の受入れについては、関係機関と連携の上、グループホームでの著しい暴言・暴力・器物破損行為等により、精神科病院において四肢拘束を受けいていた30代男性と児童施設にて著しい他害・パニック・自傷行為等の行動障害があり、年齢超過に伴い精神科病院に入院し、拘束を受けていた20代女性の2人の受入を行った。また、23年度に受入れた生ごみも食する食への異常欲求行動に伴う、著しい自傷行為や他害行為により、精神科病院に入院を繰り返していた30代女性については、生活環境や行動特性等に配慮した支援の上、精神科医師及び臨床心理士等との綿密な連携により行動等に著しい改善が認められ、関係機関と連携の上、平成25年7月31日退所した。 このような取り組みについては、ニュースレターによる情報提供を行うとともに、障害者支援施設等の求めに応じて講師を派遣した。また、特別支援グループにおいて、知的障害者施設の若手職員を対象とした支援者養成現任研修（行動障害者支援コース）として2人の受入を行った。さらに行動障害及び自閉症者への適切な支援の在り方として『あきらめない支援』と題した事例集の情報提供、普及に努めた。 （業務実績「①著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者への支援」P22参照）	行った結果、行動等の著しい改善が認められ、平成25年7月31日に退所した。受入から退所まで行政等の関係機関と連携し、福祉と医療の連携による適切な支援により、行動の改善を得て退所に至るサービスモデルの構築の取り組みに努めた。また、このような取り組みについては、ニュースレターで情報提供を行うとともに障害者支援施設等の求めに応じて講師を派遣するとともに知的障害者施設の若手職員を対象とした支援者養成現任研修（行動障害者支援コース）の受入を行った。このような取組みについて評価する。 （各委員の評価理由） ・極めて重い症状の行動障害のある者を受け入れ、退所まで持ち込むことが出来ている。 ・計画通りに実施されている。 ・受け入れ困難な事例でも支援の結果、退所が可能となった。 ・著しい行動障害等を有する患者の支援に向けた体制整備は適切に進められている。 ・評価の視点の各項目につき、順調に実施しており、成果として複数人受入れ及び改善退所が、中期計画を上回る実績と評価できるため。	
○ 著しい行動障害等を有する者等の支援を行うため、研修を行うなど職員の専門性の向上、福祉と医療の連携に努めているか。	実績：○ ・国立のぞみの園福祉セミナー2013「発達障害と早期療育」を開催するほか、当法人の開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修及び外部団体の主催する研修等へ派遣するとともに法人内研究発表会において行動障害が軽減した事例の実践報告を行う等、専門性の向上に努めた。また、特別支援グループでの著しい行動障害等を有する者等の支援において、診療所精神科医による定期的な診療、向精神薬の調整等、臨床心理士等による心理検査等の実施及び支援会議への参加等による福祉と医療の連携を図りつつ支援の提供に努めた。 （業務実績「①著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者への支援」P22参照）		
中 期 目 標（第3期）	中 期 計 画（第3期）	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。 なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。	② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の地域での自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築する。 なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図る。	② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者に対して、出身地の福祉サービスと連携して地域での安定した自立生活に向けて、有期限での受入れを行い、自活訓練ホーム等において自立に向けた支援を提供する。 なお、対象者の地域移行の状況を踏まえ、2年間以内の地域移行を目指す。 また、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図る。	② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への支援 ア 受入れと支援の実践 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の受入れに対しては、年度内に3人の受入れを行った。平成20年度事業開始以降、延べ19人の受入れとなった。 受入れに当たっては、群馬県及び他3県（埼玉県、新潟県、大分県）の地域生活定着支援センターからの依頼に基づき、矯正施設等8か所へ出向き、延べ12回の本人面接を行った。 結果として、矯正施設退所後居住地が無く、所持金もわずかな状態で、そのままの状況では再犯に結びつく事が予想される者を対象にし、今後福祉の支援につなげることににより、再犯を防ぎ地域で生活することが可能と判断された者のうち、4人の入所を決定した。（4人の内1人は、懲罰により年度内の退所が不可能となった。） 年度内に面接を行った8人のうち1人は、引き続き候補者として面接を継続中であり、1人については再犯により受刑をすることとなった。また1人については喧嘩ともいえる放火により、受入れは困難とした。残る1人については現在入所している者との関係性から辞退した。これと並行して地域生活定着支援センターが主催をする合同支援会議に参加し、保護観察所、援護の実施者（市町村）と協議の上、本人の同意の下、必要な福祉サービスの受給手続きを依頼し、地域移行を目標とする当面の個別支援計画を作成した。 地域移行者等については、2人で、内1人については家族の受入れが可能となり、退所することが出来た。 イ 関係機関との連携 利用者の受入れや地域移行の取組み、問合せなど、関係機関等との連絡・調整等については年度内では合計579回となった。機関等の内訳については、以下のとおりであった。 ・障害者支援施設、GH/CH 127回 ・地域生活定着支援センター 270回

・相談支援センター	51回	合計 579回
・保護観察所	10回	
・援護者・行政	85回	
・矯正施設	27回	
・医療機関	9回	

ウ 支援の実践及び検討

- (ア) 法人内において、入所利用開始1か月、3か月、6か月、12か月を目途にケース会議を開催し、本人の状況を確認するとともに、支援内容、課題整理、福祉サービス受給の手続き等、地域移行のに向けて多面的に支援した。
- (イ) 地域支援部社会生活支援課、診療部、研究部を主なメンバーとするスタッフ会議を開催し、毎月専門家(参事)の指導の下、支援方法等の検討会を24回開催し、支援プログラム等の構築に向けて検討した。

〈支援実績〉

(性別)	障害程度 区分	罪名	出身地	退所矯正施設	入所期間	移行後の生活		
						場所	生活の場	就労等
A (男) ※	非該当	性犯罪	県外	県外少年院	10か月	県外	通勤寮	一般就労
B (男) ※	非該当	窃盗 (県犯)	県外	県外刑務所	11か月	県内	アパート	一般就労
C (男) ※	4	窃盗 (県犯)	県内	県内刑務所	23か月	県内	通勤寮	作業所
D (男) ※	2	窃盗 (県犯)	県外	県内刑務所	7か月	県外	C・H	就労継続B
E (男) ※	3	窃盗 (県犯)	県外	県内刑務所	11か月	県外	C・H	就労継続B
F (男) ※	3	窃盗 (県犯)	県内	県外刑務所	24か月	県内	入所施設	施設内作業
G (男) ※	2	窃盗 (県犯)	県外	県内刑務所	7か月	県外	在宅	不定
H (男) ※	2	窃盗 (県犯)	県内	県内刑務所	9か月	県内	C・H	一般就労
I (男) ※	2	窃盗	県外	県外少年院	13か月	県外	C・H	就労継続B
J (男) ※	2	傷害	県内	県外少年院	21か月	県内	自宅	不定
K (男) ※	2	虞犯	県外	県外少年院	15か月	県外	退所 契約解除	
L (男) ※	3	放火	県内	県内刑務所	5か月	県内	宿泊型自立支援施設	同一法人内施設内作業
M (男) ※	2	窃盗	県外	県外刑務所	10か月	県外	G・H	一般就労
N (男) ※	4	窃盗	県外	県外少年院	8か月	県外	C・H	就労継続B
O (男) ※	4	恐喝	県外	県外刑務所	3か月	県外	退所 契約解除	
P (女)	2	器物破損	県内	県外刑務所				
Q (男)	2	窃盗	県内	県外刑務所				
R (男)	2	窃盗	県内	県外刑務所				
S (男)	2	住居侵入 窃盗	県内	県内刑務所				

※ J・Kは平成25年度退所

			エ 地域移行後のフォローアップ (ア) 地域移行後、移行先事業所等を訪問し、生活状況を確認するとともに課題等に対して助言や情報提供を行った。 6事業所 訪問回数8回 (イ) 本人からの連絡を受け、生活の様子や悩みを聞き取り、本人及び関係者に助言や情報提供を行った。 9人 延べ160回 オ 情報提供、普及・啓発 (ア) 障害者支援施設や相談支援事業所、自治体等からの要請に基づき、矯正施設退所者の支援方法等について助言を行った。また、特に困難な事例等についての依頼が多く、オブザーバーとして支援会議等7回出席した。情報提供等は、合計で45件であった。 (イ) 受け入れ及び支援方法等について、障害者支援施設、地域生活定着支援センター等から講演依頼を受け、全国16か所(福島県、滋賀県、和歌山県、岡山県、山梨県等)に職員を派遣した。講演等への参加者人数は、16か所合計で1,107人であった。 (ウ) 事業の普及・啓発に向けた研修会については、福祉施設職員等を主な対象とする3日間研修(定員各50人)を全国2か所(群馬県、大阪府)で開催し、計105人が受講した。 また、「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて」をテーマとした福祉セミナーを開催し、福祉・教育・医療等の関係機関から224人が参加・受講した。 さらに、今年度は社会福祉推進事業の補助金を受け、各地域の地域生活定着支援センターと共催し、3県(群馬県、宮城県、新潟県)において、矯正施設退所者の理解と受け入れをすすめるための地域研修を実施した。3県での参加者合計人数は、364人であった。 なお、研修を開催するにあたり、矯正施設退所者の支援について標準的な研修プログラムを報告書として作成し、全国216か所の関係機関等への配布の準備をした。 (エ) 自活訓練ホームにおいて、障害者支援施設の職員等を対象とした支援者養成現任研修(矯正施設等を退所した知的障害者支援コース)として2人を受け入れた。		
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	A
【評価項目 9 矯正施設等退所者への支援】	・平成25年度は3人の矯正施設退所者を専門的支援を行う「自活訓練ホーム」で受入れ、矯正施設退所者のための支援プログラムに則った生活支援と本人に必要な福祉サービスの諸手続きを行った。 受入れにあたっては、地域生活 定着支援センター職員とともに矯正施設等に複数回訪問し、本人の意向及び状況の確認を行った。 また、前年度までに移行した利用者のフォローアップや事業の普及・啓発活動、援助・助言等について、施設や事業所等に職員を派遣した。			(委員会としての評価理由) 矯正施設等退所者への支援事業については、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、自治体、相談支援事業所などの関係機関との連携・協力の下、3名の矯正施設退所者の受け入れを行い、自活訓練ホームにて支援を行った。支援に当たっては定期的にケース会議を開催し、毎月専門家を招聘し、指導・助言の下、効果的な実践をしている。地域移行、フォローアップに関しては、移行先事業所を訪問し課題に対しての助言や情報提供を行い、本人に向けても支援が行われている。受入から地域移行、フォローアップに至る一連の取組が着実に進められており、質の高い支援を実践していることを評価する。 また、矯正施設退所者の支援事業を普及・拡大するものとして、複数の研修会やセミナーの開催、障害者支援施設や自治体からの要請に基づく講演会等に積極的に講師派遣し、多くの参加者に情報提供し、支援方法等の普及に努めていることを認める。さらに、自活訓練ホームにおいては、障害者支援施設の若手職員を対象とした支援者養成現任研修(矯正施設等を退所した知的障害者支援コース)の受入を行い、支援者の育成に努めた。 対象者が支援の難しい人であることを踏まえ、それらの実践がより多くの福祉施設等において活用され、矯正施設退所者への支援がさらに拡大していくことを期待したい。	
【評価の視点】	【評価の視点】				
○ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者(以下「矯正施設等退所者」という。)を受入れ、サービスモデルの構築に向けて取り組んでいるか。また、他の障害者支援施設・事業所が活用できるよう情報提供、普及に努めているか。	実績：○ ・平成25年度は、新規の利用者として3人を受入れた。また、サービスモデルの提供として、厚労省から社会福祉推進事業として補助金を受け、3つの地域(群馬県、宮城県、新潟県)で地域研修を実施し、積極的に事業の普及に取組んだ。参加者は合計364人を数えた。 また、矯正施設退所者の支援について標準的な研修プログラムを報告書として作成し、関係機関等216か所に配布の準備をした。 更に、支援者養成現任研修(矯正施設等を退所した知的障害者支援コース)として2名を受け入れた。 (業務実績「②矯正施設等退所者への支援」P23～24参照)			(各委員の評価理由) ・相談の受け付け、地域の施設との連絡などを積極的に進めている。 ・計画通りに実施されている。 ・矯正施設退所者の支援という大変難しい事業において確実な実績を残している。これには職員の並々ならぬ努力、福祉の心、様々な要因で達成されるものであり、評価に値する。	
○ 矯正施設等退所者の受入れ及び地域移行後の支援に関して、関係機関との連携が図られているか。	実績：○ ・矯正施設退所者の受入れと地域移行にあたっては、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター及び相談支援事業所、出身自治体等と事前打ち合わせ、施設訪問、サービスの手続き、移行先の情報提供、相談支援等について会議の開催、意見交換、情報交換等を行った。 移行後の支援、フォローアップについては、移行先事業所等に出向き、会議等に参加するなどした。 (業務実績「②矯正施設等退所者への支援」P23～24参照)				

				・矯正施設等退所者の受け入れに向けた取り組みは、適切に行われ成果を上げています。		
				・評価の視点の各項目につき、順調に実施しており、成果として受け入れと地域移行をそれぞれ複数人現実化したため、中期計画を上回る実績と評価できる。		
中 期 目 標 (第3期)		中 期 計 画 (第3期)		2 5 年 度 計 画		
(4) 発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備して、新たな事業に取り組むこと。 (5) 平成25年4月から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、今後、その取組内容等や支援対象者について具体的に指示するものとする。 (6) 上記（1）から（5）までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の障害者支援施設・事業所で活用ができるようその普及に取り組むこと。		(4) 発達障害児・者への支援 発達障害児・者のニーズに的確に対応し、就学前から成人まで切れ目なく支援するために、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスなどを実施する。 (5) 地域で生活する重度の障害児・者への支援 障害者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言を踏まえて、重い障害のある人たちの地域生活を支えるために福祉と医療の連携により必要なサービスを総合的に提供する事業（「高度医療を必要としない重度の障害児・者への短期入所事業等」）を実施する。 その他、今後、国から具体的に指示があるモデル的支援事業についても取り組むこととする。 (6) 上記（1）から（5）までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の障害者支援施設・事業所で活用ができるようその普及に取り組む。		(4) 発達障害児・者への支援 発達障害児・者のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援する体制を整備して、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施する。 (5) 地域で生活する重度の障害児・者への支援 重い障害のある人たちの地域生活を支えるために福祉と医療の連携により必要なサービスを総合的に提供する事業を実施する。 その他、今後、国から具体的に指示があるモデル的支援事業についても取り組むこととする。 (6) 上記（1）から（5）までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等の構築を図り、他の障害者支援施設・事業所で活用できるよう情報の発信を行う。		
				平成 2 5 年 度 業 務 実 績		
				(4) 発達障害児・者への支援 ○ 発達障害児・者について、就学前から成人まで切れ目なく支援するための一環として、障害児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設し、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を開始した。 専門的な支援のため、専門スタッフを確保（臨床心理士、作業療法士、保育士を配置し、診療所の児童精神科の医師、看護師、言語聴覚士、医療ソーシャルワーカーとの密接な連携のもとに支援を行う体制を整備）するとともに、のぞみの園のオリジナルのプログラムを作成して取り組んだ。 また、保護者を対象としたプログラムとした懇談会を定期的に開催し、毎回テーマに沿ったミニ学習会と保護者同士の情報交換を行った。（事業発達支援事業対象の児童の保護者20回、放課後等デイサービス事業対象の児童の保護者20回） これらの事業の取組の結果、10名の児童が「れいんぼー」を修了し、ご家族からは、わが子の成長とともに親も支えられたなどの感謝の言葉を頂き予想以上の高評価を得た。 平成25年度 契約数 ・児童発達支援事業32名 延べ利用者数 ・放課後等デイサービス事業は33名 合計65名 ・児童発達支援事業964人 ・放課後等デイサービス事業1,554人 合計2,518人 ○ さらに、上記のとおり質の高いサービスを提供していることから、群馬県より依頼を受け、群馬県地域療育相談事業の5人の心理士を平成26年4月下旬から5日間の実務研修を「れいんぼ〜」において受入れて実施している。 (5) 地域で生活する重度の障害児・者への支援 重い障害のある人たちの地域での生活を支えるため、あかしあ寮に専用居室（2個室）を整備し、高度の医療を必要としない重度の障害児・者への短期入所事業を25年3月より開始し、サービスを提供した。 また、重い障害のある人たちの地域生活を支えるためのサービスを総合的に提供する事業について、調査及び検討を行った。 (6) 高齢者支援、著しい行動障害等を有する者等支援、矯正施設等退所者支援、発達障害児・者支援などの取組について、わかりやすくニュースレター（年4回発行、各3,900部）に掲載した。 また、これらの支援について研修会やセミナーを開催するとともに、障害者支援施設や地方自治体からの求めに応じて、研修会等への講師派遣を行った。		
評 価 の 視 点 等		自己評価	A	評価項目	評 定	A
【評価項目10 発達障害児・者及び地域で生活する重度の障害児・者への支援】		・発達障害児・者について、就学前から成人まで切れ目なく支援するための一環として、障害児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設し、児童発		(委員会としての評価理由) 発達障害児を対象とする通所支援事業の場としての活用については、障害		

		進支援事業及び放課後等デイサービス事業を開始した。 専門的な支援のため、専門スタッフを確保（臨床心理士、作業療法士、保育士を配置し、診療所の児童精神科の医師、看護師、言語聴覚士、医療ソーシャルワーカーとの密接な連携のもとに支援を行う体制を整備）するとともに、のぞみの園のオリジナルのプログラムを作成して取り組んだ。	児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設し、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を開始した。オリジナルプログラムを作成し各児童に合った療育支援を行ったことや保護者支援として懇談会を定期的に開催し保護者から高評価を得るなど、工夫して積極的に取り組んだことを評価する。 また、重い障害のある人たちの地域での生活を支えるため、高度の医療は必要としないものの、医療的ケアが必要な重い障害者が短期入所できるように、居室（2個室）を平成25年3月に整備し、引き続き福祉と医療の連携によるサービスを総合的に提供する事業を実施していることが認められる。
[評価の視点]		[評価の視点]	(各委員の評価理由)： ・障害児通所支援センターの活動が成果を上げている。「れいんぼ〜」の機能が優れているため、希望者が多く、ニーズに十分対応しきれていないところが今後の課題である。 ・計画通りに実施されている。
○ 発達障害児・者について、就学前から成人まで切れ目なく支援するための一環として、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業に取り組んでいるか。		実績：○ ・発達障害児・者について、就学前から成人まで切れ目なく支援するための一環として、障害児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設し、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を開始した。 専門的な支援のため、専門スタッフを確保（臨床心理士、作業療法士、保育士を配置し、診療所の児童精神科の医師、看護師、言語聴覚士、医療ソーシャルワーカーとの密接な連携のもとに支援を行う体制を整備）するとともに、のぞみの園のオリジナルのプログラムを作成して取り組んだ。 また、保護者を対象としたプログラムとした懇談会を定期的に開催し、毎回テーマに沿ったミニ学習会と保護者同士の情報交換を行った。（事業発達支援事業対象の児童の保護者20回、放課後等デイサービス事業対象の児童の保護者20回） これらの事業の取組の結果、10名の児童が「れいんぼ〜」を修了し、ご家族からは、わが子の成長とともに親も支えられたなどの感謝の言葉を頂き予想以上の高評価を得た （業務実績「(4) 発達障害児・者への支援」P25～26参照）	・当法人は、大変重要な事業、目標を負っており、その達成のためには職員の多大な努力、福祉の精神が必要であり、職員の努力に対し、評価が求められる。 ・障害児通所支援センター「れいんぼ〜」の開設は意義のある事業であり、既に成果も得られつつある。 ・評価の視点の各項目につき、順調に実施しており、成果として障害児通所支援センターの開設と利用人員数の充足が、中期計画を上回る実績と評価できる。
○ 地域で生活する重度の障害児・者への事業及び支援に取り組んでいるか。国からの具体的な指示によるモデル的支援事業について、取り組んでいるか。		実績：○ ・重い障害のある人たちの地域での生活を支えるため、あかしあ寮に専用居室（2個室）を整備し、高度の医療を必要としない重度の障害児・者への短期入所事業を25年3月より開始し、サービスを提供した。 また、重い障害のある人たちの地域生活を支えるためのサービスを総合的に提供する事業について、調査及び検討を行った。 （業務実績「(5) 地域で生活する重度の障害児・者への支援」P26参照）	
○ 支援の実践等について、他の障害者支援施設・事業所が活用できるよう情報提供、普及に努めているか。		実績：○ ・高齢者支援、著しい行動障害等を有する者等支援、矯正施設等退所者支援、発達障害児・者支援など、のぞみの園における取組みについて、ニュースレターにわかりやすく掲載した。 また、これらの支援について研修会やセミナーを開催するとともに、障害者支援施設や地方自治体等からの求めに応じて、研修会等への講師派遣を行った。 （業務実績「(6) P26参照）	
中 期 目 標（第3期）	中 期 計 画（第3期）	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
2 調査・研究 （1）調査・研究のテーマ等 重度あるいは高齢知的障害者の地域生活支援、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等への自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、のぞみの園でなければ実施できないものに特化し、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その	2 調査・研究 （1）調査・研究のテーマ等の設定 調査・研究のテーマは、重度あるいは高齢知的障害者の地域生活を支えるための福祉と医療の連携、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等へのモデル的な支援、発達障害のある人の就学前から成人までの切れ目のない支援、その他障害者福祉行政の政策目標の実現に資する分野について、各年度ごとに厚生労働省の意見を踏まえて、8テーマ程度を設定する。	2 調査・研究 （1）調査・研究のテーマ ① 地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成（厚生労働科学研究費補助金：3年計画の2	2 調査・研究 （1）調査・研究のテーマ 本年度は厚生労働科学研究費補助金として「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成」と「障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究」、障害者総合福祉推進事業として「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」、社会福祉推進事業として「福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活を支える相談支援を中心とした取り組みに関する調査研究」を実施し、その他、高齢知的障害者の医療と福祉、行動障害の著しい人や矯正施設退所者の支援、そして発達障害児者の地域生活を支える仕組みに関する実践的な研究を合計14本実施した。 ① 地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成 ○ 障害者支援施設における高齢知的障害者の入退所の実態に関する調査 障害者支援施設における高齢知的障害者の入所および退所の実態を把握し、高齢の知的障

成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。

年目)

② 重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究（7年目）

③ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究（6年目）

害者の居住の場に関する課題を整理することを目的として郵送調査を実施した。1,068事業所からの回答と社会福祉施設等調査の結果と併せて推計した結果、1)一年間で新たに入所した65歳以上の知的障害者は全国で200人余り、2)それよりも多い250人以上が高齢者施設に移行、3)さらにその倍以上の人数が死亡もしくは病院への長期入院により退所、4)入所経路は他の障害者支援施設からの移行やGH・CHからの再入所が比較的多いこと等が明らかとなった。障害者支援施設は、現在入所している利用者にとっては実質的には終の棲家であるが、在宅の知的障害者の多くは高齢者施設を利用している可能性が示唆された。

○ 高齢知的障害者の特別養護老人ホームにおける実態調査
特別養護老人ホームにおける65歳以上の知的障害者の利用実態及び入退所状況を把握するための抽出調査を実施した。457ヶ所からの回答を整理した結果、知的障害のある入所者が特別養護老人ホーム入所者全体に占める割合は1.44%で、特別養護老人ホームに入所する知的障害者数は全国で6,423人と推計された。また、平成24年度1年間で特別養護老人ホームに新規入所した知的障害者数は全国で1,671人と推計され、障害者支援施設からの入所では本人の心身機能の低下に施設の設備や援助が対応できないこと、家庭からの入所では本人の心身機能の低下及び家族を含めた在宅生活の支えの喪失、他の老人福祉・老人保健施設からの入所では急性期を過ぎたことや経済的事由及び家族に近い施設への移行が主なものとしてあげられた。1年間の退所は全国で400人と推計され、うち死亡退所が93.1%を占めた。高齢期となった知的障害者の居住の場とその経路を踏まえた検討が求められる。

○ 市区町村における高齢知的障害者の福祉サービス利用の対応について
平成24年度に実施した市区町村への悉皆調査の結果から、市区町村ごとに高齢知的障害者の福祉サービス利用の判断について相違があるなどの課題が抽出された。そこで、課題を再整理するとともに、介護保険サービス、障害福祉サービス双方を柔軟に利用できるよう対応している19市区町村へ電話調査を実施した。その結果、このような自治体では独自の方法で、本人の利用意向を聞き取る、自立支援協議会の分科会でルールを取り決める等の取り組みを行っていることがわかった。しかし、このような地域は少数であり、高齢知的障害者の地域生活を支える仕組みについては、多くの自治体では検討されていないのが実態である。

② 重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究

○ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）プログラム及びテキストの開発
強度行動障害は多動、自傷、異食等の著しい不適応行動があるため、医療を含めた総合的かつ専門的な支援体制が必要であるが、障害福祉サービス従業者がそれらの専門性を身につけるための研修は限られている。そこで、過去の研究や実践の成果をまとめ、強度行動障害に関する高い専門性と実績を有する事業者等の協力の下、障害福祉サービスに従事する初任者を対象とした研修プログラムを開発するとともに、各都道府県で研究の企画・運営を中心的に進める指導者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修）」を実施した。また、全国の受講者が利用できる製本版テキストを作成した。

○ 障害支援区分における強度行動障害の判定基準の見直しに関する調査研究
平成26年度より障害支援区分が施行されるにあたり、行動関連項目等12項目における行動障害の基準点を設定する必要性が生じた。そこで、本研究では、従来の基準と新しい基準の得点を同一の対象者において比較することにより、従来の基準で8点以上の者をできるだけ多く抽出できる新基準得点を明らかにすることを目的とした。また、新しい基準で抽出される対象者の状態像を整理することを併せて目的とした。行動障害のある237人の知的障害者のデータを分析した結果、新基準において9点をカットオフ値としたときに、従来の基準の8点以上の者を適切に抽出できることが示された。また、新基準は、1) 支援によって行動が落ち着いているが、適切な支援がない環境では再び行動障害が悪化するおそれのある者を抽出すること、2) 行動障害は軽微であるがコミュニケーションに重度の障害のある者を除外すること、が示唆された。

③ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究

○ 矯正施設を退所した障害者の地域生活支援体制に関する研究－相談機関への1年後追跡調査による71事例の分析を通して－

矯正施設退所者への福祉の支援の在り方について、その生活の状況や支援実態を踏まえて検討するため、前年度に地域生活支援体制の実態調査を行った77事例について、それぞれの事例の1年後の地域生活支援体制について追跡調査を行った。追跡可能であった71事例の分析の結果、相談支援事業所の事例（54事例）では、転居等で支援が終了しない限りにおいて1年後もその所在が明らかであり、多くが地域で継続して生活し続けていることが明らかにされた。相談支援事業所を含めた地域の見守りの中で、本人なりの生活を営んでいることが推測された。これらから、相談支援事業所を中心とした福祉の支援が矯正施設退所者の継続的な地域での生活に一定の役割を果たしていると考えられる。また、今回の調査で見られたごくわずかに存在する困難事例については、犯罪行為に至った要因の分析及び介入・支援に関する基本を理解する従事者の養成が行われる必要がある。

		④ 障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究（厚生労働科学研究費補助金：3年計画の1年目） ⑤ 知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査～短期入所支援の実態調査（2年目） ⑥ 思春期以降の知的・発達障害者の福祉サービスの在り方について ～教育と福祉サービスの連携を中心に～ ⑦ 高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査研究 ⑧ 発達障害児の療育とその家族のニーズに関する調査	④ 障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究 ○ 相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究～相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する調査から～ 障害者虐待防止法施行後半年における虐待ケースへの関与及び支援実績を把握するため、全国の相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する悉皆調査を行うとともに、当該機関で把握する虐待（疑い含む）のあった234事例を収集した。悉皆調査の結果、養護者による虐待が約8割と非常に多く把握される一方で施設従事者等による虐待は約1割にとどまり、施設従事者等による虐待の把握が難しいことがうかがえた。また、虐待認知件数に対する通報・届出件数は約3割という低い結果であった。事例調査では知的障害者への養護者による虐待が圧倒的に多く、次いで精神障害者、身体障害者の養護者による虐待であった。施設従事者等による虐待、使用者による虐待についても知的障害者では他の障害より顕著に多い傾向にあった。収集した事例について虐待の背景要因及び虐待者により分類を行った。 ⑤ 知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査～短期入所支援の実態調査 ○ ショートステイにおける救急対応の実態に関する調査 ショートステイ事業所の緊急対応の実態、緊急対応をしている事業所の運営内容及び業務内容について明らかにするため、質問紙調査及び訪問調査を実施した。その結果、1事業所あたりの緊急対応の平均値は事前に契約しているものの利用は年間約3人、事前に契約していない者の利用は年間約1人、措置による緊急対応はほとんど実施されていないことが分かった。また、事前契約があっても矯正施設退所者、感染症について未確認な者、医療的ケアの必要な者、行動障害者は緊急対応が困難であった。このような現状の中、医療的ケアが必要な者や行動障害者へ緊急対応を行っている事業所は、契約時の情報収集等を工夫していた。ショートステイ事業所の定員確保だけで、緊急対応の課題が解決できるとは言えない。地域の中で緊急対応の体制をどのように構築するか検討する必要がある。 ⑥ 思春期以降の知的・発達障害者の福祉サービスの在り方について～教育と福祉サービスの連携を中心に～ ○ 特別支援学校高等部退学者と福祉サービス利用の実態に関する調査 過去5年間の特別支援学校高等部の退学者は学年あたり平均482人であり、特別支援学校に在籍する児童・生徒数の増加の一途をたどる中、その数は今後さらに増加することが予想される。そこで、特別支援学校の中でも特に退学者が多いと推測される高等特別支援学校2校を対象に、1) 過去3年間の退学者数、2) 退学に至った経緯、3) 退学後の障害福祉サービスの利用、に関するヒアリング調査を実施した。計33人の退学者について退学の要因を整理したところ、1) 精神科的問題を抱える長期欠席傾向のある生徒、2) 入学当初より特別支援学校に入学したことに不満を感じていた比較的知的に高い生徒、3) 虐行行為を繰り返したり交友関係に問題のある生徒、の3つのタイプに分けることができた。福祉機関と協力して前向きに次の通い先を模索した事例もあった一方、多くは保健福祉サービスにつながらない実態が明らかになった。 ⑦ 高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査研究 ○ 高齢知的障害者の転倒について～介入結果から見た重要な3つのポイント～ のぞみの園では、高齢による心身機能の低下、それを起因とする転倒予防が支援の現場で大きな課題となっている。その対応として、生活支援員に加え、医師、理学療法士と連携して、転倒のリスクの軽減、外傷や骨折後の対応を行っている。本研究では事例分析を通して、①転倒を未然に防ぐ方法、②利用者の身体機能の維持・向上の手立てについて検討した。転倒のリスクが高い利用者4名の支援事例について過去3年間の記録を詳細に分析した結果、①転倒の理由も支援の方法も異なること、②3年以上の長期で見ると誰もが高齢になり機能低下していくこと、③介入により機能を回復したり一定レベルに保つことが可能であること、④対応としては専門職連携と福祉器具・肥満対策・椅子の調整などを行っていることが明らかになった。また、気づき・記録・多職種連携の3つのポイントの重要性が確認された。 ⑧ 発達障害児の療育とその家族のニーズに関する調査 ○ 障害児通所支援センターれいんぼへの保護者の療育等に対するニーズ調査 平成25年4月より開設した障害児通所支援センターに通所している家族に対して、個別、小集団療育の内容、他機関連携等の満足度についての調査を行った。60家族からの回答を得、子どもの年代毎に回答の傾向を分析した。療育内容に関しては、概ねどの項目も満足度は高く、医師等の専門職との連携については、年代や個別によりばらつきが大きいことがわかった。各対象の実態と合わせ、より詳細な分析を行い、平成26年度上半期にまとめを行う予定である。
--	--	---	---

(2) 調査・研究の実施体制等

調査・研究の基本的な方針や内容について、大学や関係機関等との連携・協力を行うことで、充実を図ること。

(2) 調査・研究の実施体制等

① 方針・内容の協議
各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会」において協議を行う。

② 業務の計画的・効率的な実施

ア 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。

イ 調査・研究における個人情報保護ならびに倫理面に関して、外部委員を交えた「倫理審査委員会」を開催し、研究内容の審査を行う。

(2) 調査・研究の実施体制等

① 方針・内容の協議
外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会」を平成25年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。

② 業務の計画的・効率的な実施

ア 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に調査・研究を進めるため、国立のぞみの園研究会の下に設置する「調査・研究調整会議」を年4回実施し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。

イ 調査・研究における個人情報保護ならびに倫理面に関して、外部委員を交えた「倫理審査委員会」を少なくとも年1回開催し、研究内容の審査を行う。

⑨ その他法人に必要な研究

○ 発達障害者の特性と就労における配慮について

知的障害と発達障害を有する18歳の青年に対し、発達障害の特性に考慮した就労支援を行い、一般就労に至った事例である。当初、内定が決まっていた職場での実習時の経験（精神的に不安定になり内定取り消し）等も考慮し、段階的な支援計画を立案した。本人の「強み」「弱み」を様々な場面で再度アセスメントし、発達障害の特性に考慮した就労支援を行う（写真や文字等の視覚化した指示書ファイル）と同時に、会社側の意向と本人の状態像とを調整するために、意見交換や、就職後のフォローアップを実施した。

○ 矯正施設退所者の経済的基盤の実態と支援

のぞみの園で支援を行った矯正施設退所者17名を対象に、経済的基盤の実態とその支援について考察した。その結果、矯正施設退所時の所持金は、「タイプ1」ほとんど持っていない、「タイプ2」比較的所持しているの2つに分類された。タイプ1はこれまで支援した中で多数を占めており、更生緊急保護と生活保護を支給されるよう支援していた。タイプ2は3名と少数派であるが、所持金があるため、生活保護対象ではなく、利用中のほとんどの費用を自費で負担する状況にあった。この結果から、所持金に応じて経済的基盤の整備とそのための関係機関との事前調整の重要性がうかがえた。また、経済的基盤への支援は、その過程を通じて信頼関係を構築するきっかけとすることが重要となっていた。

○ 高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査・研究

のぞみの園で生活する75歳以上の重度知的障害者の診療カルテ及び支援記録から、長生きしている重度知的障害者の疾病罹患状況、年齢、身体状況、生育歴等について分析し、長生きの要因を探ったものである。分析対象は計29人（男性14人、女性15人）。分析の結果、75歳以上の重度知的障害者の特徴として、①罹患している疾病が少ない、②疾病に罹患する年齢が60代後半から70代・80代と高齢であることが明らかとなった。また、このうち2人の生活史を辿ってみると、1)高齢になっても作業活動に楽しんで通っていた、2)役割や楽しみを持っていた、3)入所施設での生活が35年余り、4)70歳を過ぎまである程度心身機能が保たれていた、5)亡くなる1・2年前まで口から食事を摂取していたことが明らかになった。

(2) 調査・研究の実施体制

① 方針・内容の協議

外部研究協議委員として4人の有識者と内部研究会議委員2人、そしてオブザーバー（厚生労働省担当官）を交え、平成25年度は国立のぞみの園研究会を2回開催し、平成25年度研究計画及び調査・研究結果の概要説明に対する指導・助言及び平成25年度の研究計画に対する指導・助言を受けた。

・国立のぞみの園研究会開催状況

平成25年度 第1回 平成25年6月17日開催
第2回 平成26年3月24日開催

② 業務の計画的・効率的な実施

ア 調査・研究調整会議の開催

国立のぞみの園研究会の決定事項を踏まえ、平成25年度は合計4回の調査・研究調整会議を実施し、研究毎に各部と連携協力し、研究の実施体制の整備を図った。

・調査・研究調整会議の開催状況

第1回 平成25年 6月13日開催
「平成25年度研究計画と実施体制と実施スケジュール他」
第2回 平成25年11月14日開催
「実践研究の発表、補助金研究の進捗状況他」
第3回 平成26年1月30日開催
「平成25年度研究結果の報告と意見交換他」
第4回 平成26年3月18日開催
「平成25年度研究結果の報告と意見交換、平成26年度研究計画他」

イ のぞみの園調査研究倫理審査委員会

調査研究における個人情報保護ならびに倫理面に関して、外部の有識者による審査委員3人と内部委員3人により構成される倫理審査委員会を設置し、平成25年度は2回開催した。

・のぞみの園調査研究倫理審査委員会の開催状況

第1回 平成25年5月10日開催 平成25年度7テーマの研究について審議
第2回 平成25年8月 2日開催 平成25年度5テーマの研究について審議

	③ 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と積極的に連携・協力する体制を確保し、研究を進める。	③ 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、大学等外部の研究者や関係機関等と積極的に連携・協力体制を確保する。 また、人材活用の観点から、調査・研究の内容に応じて、全国の知的障害関係施設等の職員の参加を募る。	③ 外部の研究者等との連携・協力 ○ 平成25年度は5つの研究テーマにおいて、以下の通り延べ47人の外部研究協力者を交えた研究検討委員会を設置した。外部研究協力者には、大学等関係者や全国の障害福祉施設・事業所関係者に参加を募り、研究計画や研究の実施・分析等の過程において、協働で研究を進めた。又、検討委員会には、オブザーバーとして厚生労働省社会・援護局、法務省矯正局ならびに保護局、地方自治体からの参加を得た。 <table border="1" data-bbox="1357 349 2112 799"> <thead> <tr> <th>研究テーマ</th> <th>外部研究協力者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成</td> <td>大学等関係者3人 医療関係者1人 (厚労省オブザーバー2人)</td> </tr> <tr> <td>重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究</td> <td>大学等関係者2人・福祉関係団体3人 障害福祉施設・事業所関係12人 (オブザーバー：法務省3人、厚労省3人、地方自治体1人)</td> </tr> <tr> <td>福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究</td> <td>大学等関係者4人・定着支援センター2人 障害福祉・事業所関係12人</td> </tr> <tr> <td>障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究</td> <td>大学等関係者4人 (厚労省オブザーバー1人)</td> </tr> <tr> <td>知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査～短期入所支援の実態調査</td> <td>大学等関係者1人、障害福祉施設・事業所関係者3人</td> </tr> </tbody> </table> ○ 他団体が実施する障害者総合福祉推進事業の研究検討委員等として、3事業延べ3人の研究員が企画段階から参画し、調査・分析を行なう等、積極的に協力した。 <table border="1" data-bbox="1357 863 2112 1230"> <thead> <tr> <th>実施団体</th> <th>研究テーマ</th> <th>派遣研究員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人長野相談支援専門研究会</td> <td>基幹相談支援センターの実態と在り方に関する調査研究（平成25年度障害者総合福祉推進事業）</td> <td>研究検討委員1人</td> </tr> <tr> <td>大阪府豊中市</td> <td>就労系福祉サービスに関する実態把握と課題に関する全体的調査について（平成25年度障害者総合福祉推進事業）</td> <td>研究検討委員1人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人横浜やまびこの里</td> <td>就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労支援プログラム実施時における課題検討について（平成25年度障害者総合福祉推進事業）</td> <td>研究検討委員1人</td> </tr> </tbody> </table>	研究テーマ	外部研究協力者	地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成	大学等関係者3人 医療関係者1人 (厚労省オブザーバー2人)	重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究	大学等関係者2人・福祉関係団体3人 障害福祉施設・事業所関係12人 (オブザーバー：法務省3人、厚労省3人、地方自治体1人)	福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究	大学等関係者4人・定着支援センター2人 障害福祉・事業所関係12人	障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究	大学等関係者4人 (厚労省オブザーバー1人)	知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査～短期入所支援の実態調査	大学等関係者1人、障害福祉施設・事業所関係者3人	実施団体	研究テーマ	派遣研究員	特定非営利活動法人長野相談支援専門研究会	基幹相談支援センターの実態と在り方に関する調査研究（平成25年度障害者総合福祉推進事業）	研究検討委員1人	大阪府豊中市	就労系福祉サービスに関する実態把握と課題に関する全体的調査について（平成25年度障害者総合福祉推進事業）	研究検討委員1人	社会福祉法人横浜やまびこの里	就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労支援プログラム実施時における課題検討について（平成25年度障害者総合福祉推進事業）	研究検討委員1人
研究テーマ	外部研究協力者																										
地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成	大学等関係者3人 医療関係者1人 (厚労省オブザーバー2人)																										
重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究	大学等関係者2人・福祉関係団体3人 障害福祉施設・事業所関係12人 (オブザーバー：法務省3人、厚労省3人、地方自治体1人)																										
福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究	大学等関係者4人・定着支援センター2人 障害福祉・事業所関係12人																										
障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究	大学等関係者4人 (厚労省オブザーバー1人)																										
知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査～短期入所支援の実態調査	大学等関係者1人、障害福祉施設・事業所関係者3人																										
実施団体	研究テーマ	派遣研究員																									
特定非営利活動法人長野相談支援専門研究会	基幹相談支援センターの実態と在り方に関する調査研究（平成25年度障害者総合福祉推進事業）	研究検討委員1人																									
大阪府豊中市	就労系福祉サービスに関する実態把握と課題に関する全体的調査について（平成25年度障害者総合福祉推進事業）	研究検討委員1人																									
社会福祉法人横浜やまびこの里	就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労支援プログラム実施時における課題検討について（平成25年度障害者総合福祉推進事業）	研究検討委員1人																									
評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評 定	A																						
【評価項目11 調査・研究のテーマ、実施体制等】	・調査・研究の新しいテーマとしては、平成25年度に新たに都道府県地域支援事業の研修メニューとして組み込まれた「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」の研修プログラムについて、全国の有識者や先駆的な実践を行っている事業所関係者の協力を得て開発した。また、そのテキスト作成ならびにモデル研修（指導者養成研修）を実施した。また、平成24年度			（委員会としての評価理由） 調査・研究については、重度あるいは高齢知的障害者の地域生活を支えるための福祉と医療の連携、行動障害を有するなど著しく支援が困難な者等や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等へのモデル的な支援、その他障害者福祉行政の政策目標の実現に資する分野について、14の																							

		後半より施行された虐待防止法の実態と問題点を整理し、3年後の法改正に向けての資料を作成する「障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究」について厚生労働科学研究を受け、新たな研究チームを設置し、調査・研究に着手した。のぞみの園の実践の成果をまとめる研究として、発達障害児を育てる家族の療育に対するニーズ調査や成人期の就労支援等、幼児期から大人になるまで切れ目のない発達障害に関する調査もスタートした。その他、「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成」「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査研究」といった補助金を受けての研究、医療と福祉の連携に関する実践的な研究など、合計14の実践的な研究を実施し、ニュースレターや紀要、各団体の機関誌、講演会等で発表した。	研究テーマを取り上げている。また、外部の有識者も委員として参加する国立のぞみの園研究会議において、その内容に関する審議・評価が行われ、調査・研究結果に対する指導・助言を受けている。 一方で、障害福祉行政の課題に資する調査・研究に取り組んでいるにも関わらず、施設内で虐待が疑われる事案が発生したことは、調査・研究部門の取組みが現場の取組みに活かされていないと言わざるを得ない。 研究内容としては、障害者支援施設や特別養護老人ホームへの高齢知的障害者の入退所の状況や全国の市区町村における障害福祉サービスと介護保険との併給の実態について大規模な調査を行っており、また障害者虐待防止法施行後に相談支援事業所と就業・生活支援センターを対象にその実態を悉皆調査している。また、地域生活支援事業として新たに組み込まれた強度行動障害支援者養成研修のプログラムとテキストの作成、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査・研究、虐待防止法施行後における虐待通報や対応の事例分析、ショートステイ事業を活用した緊急対応の実態、知的障害児・者が在宅生活を快適に過ごすために必要なサービスについての研究など、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を、全国の大学関係者や障害関係施設等の職員と協働で行った。さらに、法人の独自研究として、高齢知的障害者の健康管理と医療と介護、福祉と医療部門との連携による転倒防止の取り組み、矯正施設退所者の経済基盤の実態と支援など、のぞみの園における自立支援のフィールドを生かした実践的な研究に積極的に取り組んでいることが認められ、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを評価する。
【数値目標】 ○ 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を年2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。 ○ 調査・研究の実施体制の検討、関係各部との連携・調整、進捗状況の把握及び成果の検証等を行うため、調査・研究調整会議を年4回開催する。 ○ 調査・研究のテーマを8テーマ程度を設定して実施する。	【数値目標】 ・「国立のぞみの園研究会議」を2回開催し、調査・研究テーマとその結果について指導・助言を受けた。 (業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」P30参照) ・年4回の調査・研究調整会議により、関係各部ならびに外部の有識者等との連携・調整、そして進捗状況を把握・検証を行った。 (業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」P30～31参照) ・調査・研究は14テーマの企画を行い、すべて実施した。 (業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」P27～29参照)	(各委員の評価理由) ・多数の調査研究を行い、アウトプットもしっかりしている。 ・研究会議の立ち上げ、他施設との協力に基づく研究の実施など、積極的に実施しており、その重要性も大きい。調査・研究がのぞみの園の中で事業にもっと反映されることを希望する。	
【評価の視点】 ○ 重度・高齢知的障害者の地域生活、著しい行動障害等を有する者、発達障害のある人の就学前から成人までの切れ目のない支援等に関して、適切なテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。 ○ 設定されたテーマ等に対して、計画的かつ効率的に調査・研究を進めるための適切な実施体制により取り組んでいるか。また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。	【評価の視点】 実施：○ ・重度・高齢知的障害者に関する研究5テーマ、行動障害に関する(触法含む)研究4テーマ、発達障害に関する研究3テーマ実施しており、その他については、虐待防止や短期入所の緊急時利用に関する研究テーマであり、障害福祉施策の推進に資するテーマを設定し、調査・研究に取り組んでいる。 (業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」P27～29参照) 実施：○ ・調査・研究の実施に際しては、のぞみの園各部と協力・連携している。また、調査・研究調整会議を年4回開催し、研究テーマの妥当性や進捗管理、さらに成果の検証している。研究倫理に関しては、外部委員3名を含むのぞみの園調査研究倫理審査委員会により審議した。又、各研究テーマについては、延べ47名の外部研究協力者と協力・連携を図り実施した。 (業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」P30～31参照)	・調査・研究に対しては、非常に積極的に取り組まれていると思うが、一方では虐待が疑われる事案が発生し、その対応の不十分さが露呈されるなど、調査・研究部分と現場との乖離を感じざるを得ない。 ・積極的に難しいテーマに取り組み、その普及に努めている。 ・調査・研究は適切に進められており、それぞれの課題も適切である。 ・数値目標はすべて達成し、研究テーマについては目標を大きく上回る実績となっている。 ・虐待防止に関する園内での仕組みが未整備でありながら、研究実施体制には挙がっていないことに疑問を感じざるを得ない。入所施設における虐待、権利侵害が起こるメカニズム、有効な防止システムなど海外での研究データなど調査すべきではないか。研究部門の人員の見直しをどうされるのか不明。	
中期目標 (第3期)	中期計画 (第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績
(3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種研究会等の活用を通して、積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。	(3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。 ① 広報媒体の活用 研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページ等に分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。 また、関係学会や関係団体等へ協	(3) 成果の積極的な普及・活用 ① 広報媒体の活用 ア 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページ等に随時、分かりやす	(3) 成果の積極的な普及・活用 ① 広報媒体の活用 ア 研究紀要の発行等 ○ 紀要第6号を平成25年6月に発行し(700部)、全文をホームページに掲載した。又、平成25年度研究は、平成26年第1・四半期発行に向けて取りまとめを行った。 ○ 16周年紀要として、「国立コロニー開設に至る道のり」「のぞみの園地域移行の経過」

	力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。	く掲載する。 イ 調査・研究の成果を、障害福祉の実践現場で活用できるような形式でまとめたガイドブックを発行する。 ウ 障害福祉に関係する各種学会の学会誌、関係団体の機関誌への調査・研究の成果を報告し、普及を図る。	「認知症の知的障害者のアセスメント・診断・治療および支援の手引き（翻訳版）」他の論文を執筆・編集し、平成26年7月発行に向けて取りまとめを行った。 ○ 調査・研究の成果を年間4回発行（各3,900部）のニュースレターに分かりやすく掲載した。なお、成果の積極的な普及を図るため、1月号よりデザインを一新し、内容の充実を図るために、24頁から32頁に変更した。 ○ 広く調査・研究の成果を公表する場として、のぞみの園ホームページ意外に、Facebookにおいて、「のぞみの園研究部のページ」を開設し、継続的に情報提供を行った。毎日平均1,000人程度の訪問がある。 イ ガイドブック等の刊行物 ○ 今年度は「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者用テキスト」をまとめ、全国の関係機関に頒布した。また、全文ホームページに掲載した。 ○ これまでの研究成果をまとめて刊行物の有償頒布を引き続き行った。平成25年度は、1,360冊を頒布した。 ○ 強度行動障害支援者養成研修の普及啓発を目的とした「行動障害のある人～あなたはどんなひとをイメージしますか？」を作成（5,000部）し、全国の都道府県・市区町村、障害福祉関係機関に配布した。 ウ 学会誌、関係団体の機関誌への報告 ・「認知症になった知的障害者」の支援について考える 手をつなぐ（全日本手をつなぐ育成会） No.686, 40-41 村岡美幸 ・高齢の知的障害者等に対する支援のあり方 ノーマライゼーション（日本障害者リハビリテーション協会）2013.6, 24-25 大村美保 ・50歳からの支援-認知症になった知的障害者の支援について考える 社団法人全日本手をつなぐ育成会事業所協議会ニュース 77号 村岡美幸 ・国立のぞみの園における調査・研究の取り組みについて いとしご（日本自閉症協会） No.142 志賀利一 ・高齢知的障害者の死亡原因と罹患状況 厚生指標（厚生労働統計協会）第60巻12号, 26-31 相馬大祐他 ・知的障害者入所施設におけるGH・CHへの移行の実態 発達障害研究（日本発達障害学会）第35巻4号, 381-389 相馬大祐他 ・障害者支援施設における知的障害者の高齢化の実態 精神科臨床サービス（星和書店）第14巻1号, 107-111 五味洋一他 ・矯正施設を退所した知的障害者の支援 さばーと（日本知的障害者福祉協会）No683, 44-47 志賀利一 ・福祉サービスと自閉症スペクトラム：強度行動障害者への支援の経過から こころの科学（日本評論社）No174 志賀利一 ・地域で行動障害が著しい人を支える社会に向けて かがやき（日本自閉症協会） No10, 45-47 志賀利一
	② 研修会、講演会等における発表 のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。 また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。	② 研修会、講演会等における発表 ア 国立のぞみの園が主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する。	② 研修会、講演会等における発表 ア 当法人主催のセミナー等における発表 当法人が主催する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修））」「福祉のサービスが必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会」「福祉のサービスが必要とする罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けてPart6」「知的障害者の高齢化と認知症」「障害者虐待防止を考える研究セミナー」において、調査・研究の成果を発表した。

		イ 関係団体等の講演会、研究会、学会等における参加の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介する。	イ 関係団体等の講演会等における発表 全国の関係団体等からの依頼を受け、講演会等において、調査・研究の成果を発表するとともに、直近の調査・研究の成果を学会や研究会で発表した。また、学会誌ならびに関係団体の機関誌に研究内容を発表した。		
			(主な研究会・学会発表とテーマ)		
			・施設入所利用する前に行う面接について (平成25年8月3日、4日 日本司法福祉学会) 飯塚浩司		
			・矯正施設を退所した障害者の地域生活支援に関する調査研究 (平成25年8月3日、4日 日本司法福祉学会) 大村美保		
			・障害者支援施設における高齢知的障害者の実態と支援上の課題 (平成25年8月24日、25日 日本発達障害学会) 五味洋一		
			・障害者を対象としたショートステイ事業の実態に関する研究 (平成25年8月24日、25日 日本発達障害学会) 相馬大祐		
			・重度の知的障害児者が在宅生活を快適に生活するために必要なサービスとは (平成25年8月24日、25日 自閉症カンファレンスNIPPON) 村岡美幸		
			・矯正施設を退所した障害者と就労支援／職業リハビリテーション (平成25年8月29日、30日 日本職業リハビリテーション学会) 大村美保		
			・65歳以上の知的障害者の状態像とサービス利用状況に関する研究 (平成25年9月21日、22日 日本社会福祉学会) 相馬大祐		
			・高齢知的障害者の骨折の実態 (平成25年10月19日、20日 日本介護福祉学会) 村岡美幸		
			・高齢知的障害者の転倒について (平成25年10月30日 群馬県知的障害者福祉協会研究発表会) 鈴木嶺太		
			・発達障害者の特性と就労における配慮について (平成25年10月30日 群馬県知的障害者福祉協会研究発表会) 斎藤博文		
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	A
【評価項目12 成果の積極的な普及・活用】	・調査・研究の成果については、研究紀要第6号の発行とニュースレターやホームページ等を活用し情報提供すると同時に、福祉施設等で活用しやすいガイドブック・リーフレットの作成、関係団体の機関誌、学会誌投稿や学会発表を積極的に行った。又、群馬県知的障害者福祉協会研究会や自閉症カンファレンスNIPPON等、知的障害者福祉関係者が多数参加する場を活用し、広く研究結果の普及に務めた。			(委員会としての評価理由) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用については、1)ニュースレター、研究紀要の発行等の広報媒体物やのぞみの園ホームページへの掲載による公表、2)支援の現場で活用できる小冊子の作成と配布、3)講演会や学会等の機会を活用した発表などにより積極的に行った。特に、「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)受講者用テキスト」と強度行動障害者支援の普及啓発を目的としたリーフレット「行動障害のある人へあなたはどんなひとをイメージしますか?」を作成、さらに「認知症の知的障害者のアセスメント・診断・治療および支援の手引き」の翻訳他、「国立コロニー開設に至る道のり」「のぞみの園地域移行の経過」等を執筆・編集し、10周年記念紀要を発行し、関係機関に情報提供したことを評価する。	
[数値目標] ○ 研究紀要を年1回以上発行し、ホームページに全文掲載する。	[数値目標] ・平成25年6月に研究紀要第6号を発行。全文をホームページに掲載した。平成25年度研究結果については、紀要第7号として平成26年度第1・四半期発行へ向けて準備を進めた。 (業務実績「①広報媒体の活用」P32～33参照)			(各委員の評価理由) ・紀要の内容も充実している。	
○ 調査・研究の要旨をニュースレター(年4回)やホームページに分かりやすく掲載する。また知的障害関係施設等職員が目にする機関誌や学会誌等にも掲載する。	・毎号ニュースレターにおいて、調査・研究の要旨をわかりやすく掲載し、Facebookページを活用し研究内容の情報発信を行なっている。 (業務実績「①広報媒体の活用」P32～33参照)			・SNSの活用など、情報提供は積極的に行われている。研究成果は他施設でも参考にされている。 ・計画通りに実施されている。	

【評価の視点】 ○ 調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。	【評価の視点】 実績：○ ・調査・研究の成果を学会誌や関連する機関誌に投稿し、多くの学会や障害福祉関係者が集う場で積極的に発表してきた。また、すべての研究成果はホームページに全文掲載しており、ニュースレターやFacebookページにおいても易しく紹介している。さらに、今年は全国の障害児者施設や福祉サービス事業所従事者を対象とした「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」の受講者用テキストを発行し、その研修内容のダイジェスト版として「行動障害のある人～あなたはどんなひとをイメージしますか？」を作成し、全国の市区町村等に配布した。 （業務実績「（3）成果の積極的な普及・活用」P33～35参照）	・調査、研究の成果は予定通り公表されており、研修等での活用も適切に行われている。 ・数値目標をすべて達成し、評価の各視点項目を順調に実施している。 ・普及活用が一方的ではないか。フィードバックはどのようにされているのか。また、点字版、わかりやすい版など社会的ニーズに見合った工夫をするべきだと考える。	
○ 調査・研究の成果に関する評価の把握を行っているか。	実績：○ ・調査・研究の成果に対しては、外部の有識者からなる国立のぞみの園研究会において、意見等を伺う仕組みを設けている。「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成」をはじめとした実践的な研究について、外部の有識者から高評価を得た。 ・調査・研究の成果については、広報媒体物を利用した発表が中心であり、統計的な把握は難しいが、①福祉施設等における活用を目的としたガイドブックに関しては、合計1,360冊が有償での注文を受け配布、②Facebookページの日々の訪問者が約1,000人、③厚生労働科学研究や障害者総合福祉推進事業の事後評価結果では高評価を得ている。 ・研究結果を活用し、新たに当法人で企画し開催した研修会において、受講生に対するアンケート結果として、内容の満足度・理解度を調査しており、概ね9割以上が好評との評価を得ている。 （業務実績「②研修会、講演会等における発表」P33～35参照）		
中 期 目 標（第3期）	中 期 計 画（第3期）	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。 また、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。 なお、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、のぞみの園のフィールドを活用して、実習生の受入や知的障害関係施設の若手職員等に対する研修を行うことにより、知的障害者支援業務に従事する者の専門性の向上を図る取組を行う。 また、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供する。 なお、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。 （1）養成・研修 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを各年度ごとにそれぞれ2回開催するとともに、受講者の満足度が毎年度平均80％以上となるように事業を実施するものとする。 のぞみの園のフィールドを活用した大学・短大・専門学校の学生等の	3 養成・研修 （1）養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害者関係施設、事業所において関心の高いテーマを取り上げ、国立のぞみの園が主催となり、研修会及びセミナーを各2回実施する。 なお、セミナーの「満足度」のアンケート調査を行い、年度平均	（1）養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 当法人主催のセミナーの実施 全国の知的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、次のセミナーを実施した。

実習生の受入については、計画的かつ効果的な実習を提供する。

また、国の政策課題に対応したコースを設定して、知的障害関係施設の若手職員等に対して、のぞみの園のフィールドを活用した専門性の向上を図る研修を実施する。

なお、研修会等の場において、調査研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。

で80%以上の評価を得る。

a 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関して、福祉施設等における職員の専門性を高める研修会を実施する。

b 国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択して福祉セミナーを2回以上実施する。

c 平成25年度において、強度行動障害を有する者等に対する支援者の指導者を養成するための研修を実施する。

a 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関するセミナー
矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活支援についての全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、平成22年度のぞみの園が実施した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラムに関する調査・研究」結果に基づき、次の研修会を5会場で開催した。

・福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会〈中央研修会〉

前橋会場

平成25年11月27日～29日 於：群馬県社会福祉総合センター

受講者：49人（修了者47人。うち、法務関係14人）

アンケート結果 満足度 満足88% ほぼ満足12% 不満足0%

大阪会場

平成25年12月11日～13日 於：新大阪丸ビル新館

受講者：56人（修了者53人。うち、法務関係17人）

アンケート結果 満足度 満足67% ほぼ満足33% 不満足0%

・矯正施設退所者の地域生活支援を考える研修会

前橋会場

平成25年9月20日 於：群馬県社会福祉総合センター

受講者：95人

アンケート結果 満足度 満足84% ほぼ満足16% 不満足0%

仙台会場

平成25年12月16日 於：TKPガーデンシティ仙台

受講者：102人

アンケート結果 満足度 満足87% ほぼ満足12% 不満足1%

新潟会場

平成26年2月27日 於：新潟県自治会館

受講者：167人

アンケート結果 満足度 満足93% ほぼ満足6% 不満足1%

b 国の政策課題や関心の高い問題をテーマとした福祉セミナーの開催
国立のぞみの園福祉セミナーとして、高齢知的障害者への支援、発達障害者への支援、矯正施設等を退所した知的障害者への支援という国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを取り上げて3回開催した。

・国立のぞみの園福祉セミナー2013

「発達障害と早期療育」

平成25年9月13日 於：高崎市総合保健センター

受講者：238人（うち、外部200人）

アンケート結果 満足度 満足79% ほぼ満足18% 不満足3%

・国立のぞみの園10周年記念福祉セミナー

「知的障害者の高齢化と認知症」

平成25年11月19日 於：高崎シティギャラリー・コアホール

受講者：326人（うち、外部293人）

アンケート結果 満足度 満足68% ほぼ満足31% 不満足1%

・国立のぞみの園福祉セミナー2014

「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて

～Part6～

平成26年2月20日～21日 於：高崎シティギャラリー・コアホール

受講者：224人（うち、法務関係13人）

アンケート結果 満足度 満足100% ほぼ満足0% 不満足0%

c 強度行動障害に関する研修

都道府県が平成25年度以降に地域生活支援事業で実施する、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修」の企画・開催・運営を担う人を養成するための国研修をのぞみの園で開催した。

		d 行動障害のある知的障害児の福祉サービス利用と学校教育の連携に関する研修会を1回実施する。 e 障害者支援従事者に必要な医学知識や医療ケアの紹介等を目的とした医療福祉セミナーを実施する。 イ 国の政策課題に対応したコースを設定して、知的障害者施設の若手職員等を対象とした研修をのぞみの園のフィールドを活用して実施する。 ウ 群馬県等の地方自治体から養成・研修事業を受託して実施する。 ② 実習生の受入 ア 資格取得に当たって計画的かつ効果的な実習を提供するため、平成22年度に作成した実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取り組む。 イ 保育士、訪問介護員等の資格取得のための実習場所として、国立のぞみの園のフィールドの利用を希望する専門学校等の学生の受入を積極的に行う。	・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)指導者研修 平成25年10月8日～10日 於：品川フロントビル会議室 受講者：113人 (修了者111人) アンケート結果 満足度 満足53% ほぼ満足38% 不満足5% d 行動障害のある知的障害児・者の支援に関する研修 平成24年10月より障害者虐待防止法が施行された後に、入所支援施設において行動障害のある入所利用者への虐待による死亡事故が報道され、障害者虐待に対する関心が高まる中、テーマを障害者虐待に変更し、「障害者虐待防止と養護者・被虐待障害者の支援のあり方に関する研究」の一環としてセミナーを開催した。 ・障害者虐待防止を考える研究セミナー 平成26年2月25日 於：ヒューリックカンファレンス 受講者：112人 アンケート結果 満足度 満足54% ほぼ満足39% 不満足7% e 医療福祉セミナー2013 医療・福祉業務に携わる職員を対象として、メンタルヘルス対策における最近の動向や知見を啓発し理解を深めてもらう研修を開催した。 ・自殺の実態とその予防について 平成25年7月5日 於：高崎市総合保健センター 受講者：148人(うち、外部119人) アンケート結果 満足度 満足94% ほぼ満足6% 不満足0% イ 支援者養成現任研修 調査・研究の成果を活用してのぞみの園が実践するモデル的な支援について、のぞみの園のフィールドを活用して、知的障害者施設の若手職員等を対象とした支援者養成現任研修を新たに実施した。 a 高齢知的障害者支援コース 平成25年11月25日～29日 受講者 2人 平成26年2月3日～4日 受講者 1人 b 矯正施設等を退所した知的障害者支援コース 平成25年4月5日～10日 受講者 1人 平成26年2月24日～28日 受講者 1人 c 行動障害者支援コース 平成26年2月28日～3月4日 受講者 1人 平成26年3月7日～10日 受講者 1人 ウ 群馬県からの受託による養成・研修事業の実施 ・群馬県知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 平成25年6月26日 受講者32人 アンケート結果 満足度 満足78% ほぼ満足19% 不満足3% 平成25年9月 6日 受講者28人 アンケート結果 満足度 100% アンケート結果 満足度 満足69% ほぼ満足31% 不満足0% ・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 平成25年10月23日～25日 受講者37人 アンケート結果 満足度 満足86% ほぼ満足14% 不満足0% ② 実習生の受入 ア 平成22年度に作成した相談援助実習プログラム及び平成23年度に改訂した実習のしおりに基づき、社会福祉士及び介護福祉士等の養成に取り組んだ。 なお、平成20年度から、5年間で122人(20年度13人、21年度25人、22年度30人、23年度26人、24年度28人、25年度30人)の相談援助実習生を受入れた。さらに、実習懇談会において「国立のぞみの園相談援助実習計画書」の説明を行った。 イ 資格取得のための実習受入 保育士等の各種養成機関の実習場所として、実習生の受入れを行った。 また、これ以外に課外授業のための1日実習として、次の受入れを行った。
--	--	--	--

			〈各種養成機関からの実習の受入〉 ・相談援助実習の受入 大学・専門学校 6校 30人 ・介護福祉士実習の受入 専門学校 1校 3人 ・保育実習の受入 大学・短期大学等 35校 158人 ・訪問介護員養成 1校 37人 ・管理栄養士実習 1校 1人 ・臨床心理士 1校 1人 ・社会福祉主事 1校 2人 ・医学生早期体験等 1校 4人 - 計 47校 236人 ・群馬県受託養成研修 計 2件 97人 合 計 333人 〈課外授業のための1日実習の受入〉 ・国立障害者リハビリテーションセンター 9人 ・群馬県警察学校 29人 ・専門学校 97人 ・大学 130人 合 計 265人		
	(2) ボランティアの機会の提供 のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。	(2) ボランティアの機会の提供 ① ボランティアの積極的な受入 のぞみの園のボランティアメニューに沿って、ボランティアの積極的な受入を行う。 また、新規ボランティアの開拓に努める。 ② ボランティア人材の養成 次代を担う人材の養成として、高校生、大学生等を受入、のぞみの園のフィールドを活用して、障害の理解や施設の役割について学べる機会を用意する。	(2) ボランティアの養成 ① ボランティアの積極的な受入 当法人のフィールドを活用して多様なボランティアを受け入れた。 また、7月24日に開催した「高校生のためのボランティア講座2013」では、高崎市・安中市及び富岡市内の5校の高等学校から、52人の生徒を受け入れ、利用者との交流、福祉機器の体験、作業体験等とおして、障害者支援について理解を深め、次世代の養成を図った。 さらに、9月18日に「大学生等のためのボランティア講座2013」を開催し、前橋市及び邑楽郡内の3校30人の大学生等が参加して障害者支援についての理解を深めた。 ② ボランティアメニューの周知 ボランティアの積極的な受入れや養成を行うために、高崎市広報やホームページに当法人のボランティアメニューを掲載し、随時受け付けた。また、「盆踊り」や「第11回のぞみふれあいフェスティバル」等のイベントではその都度受け入れた。 25年度のボランティアの受入は、延べ1,181人(24年度 1,026人)となった。		
評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評 定	S
【評価項目13 養成・研修、ボランティアの養成】	・平成25年度は、国主催の第1回「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)指導者研修」を実施した。都道府県からの推薦を受けた113人が受講し、企画・開催・運営を担う人を養成した。 また、のぞみの園福祉セミナーでは、10周年記念セミナーとして、直近の国の政策課題や社会ニーズを踏まえ「知的障害者の高齢化と認知症」をテーマに実施するとともに、福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に関するセミナー及び発達障害者の支援に関するセミナーについても多くの参加者を得ることが出来た。 「福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等職員研修会(中央研修会)」を関東・関西で実施した。更に、試行的に3つの地域で地元の地域定着支援センターと共催で研修会を実施した。 今年度は、研修会については6回、セミナーについては5回実施し、各			(委員会としての評価理由) 養成・研修事業に関しては、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、福祉セミナー等を積極的に実施している。平成25年度においては、高齢知的障害者への支援、矯正施設等退所者への支援、強度行動障害に関する研修、など国の政策課題や社会的に関心の高いテーマについて、全国規模の福祉セミナーを実施し、多くの参加者を得ている。併せて、保育士、社会福祉士等の各種養成機関等の実習場所として、多くの実習生を受け入れるとともに、大学との共同研究により開発した相談援助実習プログラムに基づいた実習を行うなど、実習の充実にも取り組んでいる。このうち、矯正施設等退所者への支援については、矯正施設等退所者の地域生活支援についての全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、平成22年度のぞみの園が実施した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラムに関する調査・研究」結果に	

	研修会及びセミナーへの参加者の総数は1,630人であり、満足度の平均として98%の好評価を得た。更に、のぞみの園のフィールドを活用して、知的障害者施設の若手職員等を対象とした支援者現任研修を新たに実施した。 実習生の受入に関しては、相談援助実習、保育実習等を積極的に受入れ、589人を受け入れた。 ボランティアの機会を積極的に広報し、延べ受け入れ人数は1,181人であった。また、ボランティア講座を2回実施し、高校生、大学生等合わせて82人を受け入れた。	に基づき、職員の支援技術の専門性を高める中央研修会を2回開催した他、矯正施設退所者への理解と支援がさらに広がることを狙いとし、都道府県単位で行う1日間の研修会を、地域生活定着支援センターと共同で取組み、県知的障害者福祉協会等の協力を得ながら全国3会場で試行的に開催した。更に、多くの法務・福祉関係者が一堂に会し現状の課題について理解を深め、全国に情報発信するセミナーを1回開催するなど、計6回開催し、平成24年度（4回開催）に比べて多くの参加者を得ている。また、国からの委託を受けて強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修を実施し、更に、全国の知的障害者支援に携わる若手職員等を対象に、のぞみの園での調査・研究の成果を実践に活かした支援に取り組んでいる素等をフィールドとした支援者養成現任研修（高齢知的障害者支援コース、行動障害者支援者コース、矯正施設等を退所した知的障害者支援コース）を新たに実施するなどし、その実施方法、内容を工夫しており、養成・研修に対して積極的に取組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを高く評価する。 今後、国のモデル施設として、国の政策課題に関連する取組を継続するとともに、知的障害関係施設等の支援に従事する者等に対する養成・研修事業の一層の充実に向けていくことを期待する。
【数値目標】 ○ 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーをそれぞれ年2回開催する。	【数値目標】 実績：○ ・平成25年度においては、研修会については6回、セミナーについては5回開催した。 ・今年度初めて「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修」（国研修）及び「障害者虐待防止を考える研究セミナー」を東京都で開催した。 - また、福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の支援に関しては、セミナーと研修会（中央研修会）・試行的地域研修会を合わせて6回開催した。 （業務実績「①研修会、セミナーの開催」P35～37参照）	（各委員の評価理由） ・セミナーの参加者も多く、成果ありと判断した。
○ 障害者支援従事者に必要な医学知識や医療ケアの紹介等を目的とした医療福祉セミナーを年1回実施する。	実績：○ ・医療福祉セミナーは、会場を法人施設から高崎市の総合保健センターに移し、より多くの医療・福祉業務に携わる職員を対象として、メンタルヘルス対策における最近の動向や知見を啓発し理解を深めてもらうことを目的に「自殺の実態とその予防について」をテーマに実施した。 （業務実績「①研修会、セミナーの開催」P35～37参照）	・セミナー・研修会の充実、参加者の大幅な増加、満足度の高さは評価できる。また、25年度に新たな取り組みを開始している。実習生の減少は、地元の専門学校との関係によるものであり、ボランティアの受け入れは確実に増加している。
○ 研修会及びセミナーの受講者のアンケートによる満足度が、各年度平均80%以上となるように事業を実施する。	実績：○ ・セミナー等の開催に伴い参加者より「満足度」についてアンケート調査を実施した結果、セミナー内容等に対し平均して満足度96%の評価を得た。 （業務実績「①研修会、セミナーの開催」P35～37参照）	・セミナーや職員研修会への参加については、目標を超えることができたと思われる。ボランティアについては、受け入れるだけでなく、のぞみの園としてのボランティアについての考え方（例えば、「障害のある人を社会の中で共に生きる存在として理解してもらい、ひろげていく一環として」のような）を明確にしていくことが必要と考える。 ・実習生589人の受け入れのためには、大変な準備を要したと思われる。そのための職員の取り組みを評価したい。 ・人材養成に向けた研修等は非常に積極的かつ適切に実施されている。
【評価の視点】 ○ 養成・研修の実施状況はどうか	【評価の視点】 実績：○ ・平成25年度においては、全国の知的障害者関係施設職員等を対象として、強度行動障害、発達障害への対応、高齢知的障害者への対応等や国の政策課題となっている福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援、及び「発達障害と早期療育」をテーマに実施し、合わせて1,630人の参加者を得ることが出来た。 （業務実績「①研修会、セミナーの開催」P35～37参照）	・評価の視点の各項目はすべて順調に実施され、数値目標のうち、研修会及びセミナーは、倍以上の回数を開催し、かつ、受講生満足度においても、大幅に上回る実績を上げている。
○ 研修会及びセミナーについて、国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる内容・テーマとなっているか。 なお、研修会は、障害者支援に携わる者に対して専門的な知識や技術が深められる内容となっているか、また、セミナーは、障害福祉に関する情報を広く発信し、参加者の関心を高められる内容となっているか。	実績：○ ・平成24年10月より「障害者虐待防止法」が施行され1年が経過し、障害者虐待防止及び養護者・被虐待者の支援の在り方に関する研究から報告等「障害者虐待防止を考える研究セミナー」をテーマに取り上げ好評を得た。 - また、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への地域生活支援をテーマとしたセミナーでは、全国各地に設置された地域生活定着支援センター職員のほか、刑務所等の法務省関係者が多数参加し、今後の制度政策、事業展開に大きく貢献することが出来た。 （業務実績「①研修会、セミナーの開催」P35～37参照）	・セミナー、研修の参加定員が少なすぎる。重要なテーマで開催しているのに、50人、100人程度というのはもったいないと思う。

○ のぞみの園のフィールドを活用した知的障害者施設の若手職員等の専門性の向上を図る取組や実習生の受入を行っているか。	実績：○ ・調査・研究の成果を活用してのぞみの園が実践するモデル的な支援について、のぞみの園のフィールドを活用して、知的障害者施設の若手職員等を対象とした現任研修を実施し、高齢知的障害者支援コース、矯正施設等を退所した知的障害者コース、行動障害者支援コースの3コースで7人の障害者施設等の職員を受け入れた。 (業務実績「①研修会、セミナーの開催」P37参照)	
○ 大学・専門学校の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。	実績：○ ・平成22年度に当法と教育機関が連携して作成した相談援助実習プログラム及び平成23年度に改訂した実習のしおりに基づき、社会福祉士及び介護福祉士、保育士等の養成に取組み、589人を受け入れた。 (業務実績「②実習生の受入」P37参照)	
○ ボランティアの養成取組状況はどうか。	実績：○ ・施設のフィールドを活かした多様なボランティアを積極的に受け入れ、「高校生ボランティア講座2013」及び「大学生等のためのボランティア講座2013」を開催した。 また、ボランティアの積極的な受け入れや養成を行うために、高崎市広報や、ホームページにボランティアメニューを掲載し、随時受け入れた。「盆踊り」や、「第11回のぞみふれあいフェスティバル」等のイベントでも受け入れ延べ1,181人となった。 (業務実績「(2)ボランティアの養成」P37～38参照)	

中 期 目 標 (第3期)	中 期 計 画 (第3期)	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術等、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとする。また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。	4 援助・助言 援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、のぞみの園における地域移行の取組や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関する事等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。	4 援助・助言 (1) 援助・助言の利用拡大 ホームページ等の広報媒体を活用して、国立のぞみの園の業務や援助・助言の内容、利用方法等について、知的障害者関係施設等に周知を図り、利用拡大に努める。 (2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実践を踏まえ、知的障害関係施設等に対して、事業運営の方法や支援技術等など、求めに応じて専門的かつ効果的な援助・助言及び情報提供を行う。 なお、専門的かつ効果的な援助・助言等とするため、調査・研究の成果についても積極的に活用して実施する。	4 援助・助言 (1) 援助・助言の利用拡大 国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法については、ホームページに掲載したほか、ニュースレターにて「障害者施設への援助・助言について」(36号)(38号)及び、「Q&A障害者施設からの問合せ」(37号)記事を掲載し、当法人の援助・助言に関する役割等を広く紹介し、援助・助言への活用を促した。 また、平成22年度に作成したPR用リーフレットをニュースレター(36号)に同封したほか、見学者や当法人の研修会及び他の法人の研修会等においても配布を行った。これらの広報に努めた結果、障害者支援施設からの業務運営や、支援方法等に係る問い合わせや職員の講師派遣要請等があり、対応した。 (2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 知的障害者関係施設等の求めに応じて援助・助言を行った。問い合わせの内容については、制度等に関するものが減少し、支援の方法、健康・医療に関してのものが増加傾向にあることが顕著であり、併せて同様の内容による講演・講師派遣の依頼件数が増加し、平成24年度(56件)を上回る実績(96件)であり、参加者数も平成24年度(4,864人)を上回る実績(6,961人)であった。 また、支援の方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査・研究の成果である各種有償刊行物を有効活用し援助・助言を行なうとともに、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため、関係各部所との連携を図った。 平成25年度の「援助・助言」に相当する障害者施設等からの案件は124件である。 なお、「援助・助言」の要請の概要は、次のとおりである。 平成25年度の件数 ・主な相談者等 障害者支援施設 124件 都道府県 6件 市町村 21件 相談機関 20件 居宅支援事業者 1件 教育機関 18件 その他 66件 計 256件 (平成24年度 227件)

				・対応方法 意見交換（視察）31件 職員を派遣96件 資料の提供37件 口頭説明（電話等）92件 計256件 ・主な問い合わせ内容 総合支援法（法制度）に関すること26件 地域移行に関すること2件 高齢知的障害者支援支援に関すること29件 行動障害者支援に関すること19件 触法知的障害者支援に関すること45件 発達障害者支援に関すること5件 医療と福祉に関すること9件 就労支援に関すること4件 事業運営に関すること9件 調査・研究に関すること0件 養成および研修に関して7件 講演・講師派遣に関すること96件 その他5件 計256件	
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	A
【評価項目14 援助・助言】	・援助・助言について、ホームページに掲載するほか、ニュースレターへの記事の記載やリーフレットの同封等、広く紹介することに取り組んだ結果、実施件数が平成24年度の実績（227件）を上回る実績（256件）となった。 援助・助言の内容は、支援方法及び講演・講師派遣に関するものが多かった。特に講演・講師派遣については、障害者支援施設等の要請に応じて専門性をもった職員を講師として派遣し、平成24年度の実績（56件）を上回る実績（96件）であり、参加者数も平成24年度の実績（4,864人）を上回る実績（6,961人）となった。 なお、援助・助言を行う際は、調査・研究の成果を有効に活用するとともに、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため、関係各部所との連携を図った。		（委員会としての評価理由） 援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター（年4回、各3,900部発行）に掲載（年3回）するとともに、援助・助言のPR用リーフレットをニュースレターに同封して、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布し、また福祉セミナーの参加者等に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などへの援助・助言の実施件数は、平成25年度は256件の実績となり、前年度比29件増加したこと、また、256件のうち、講師派遣による援助・助言の提供については96件の実績であり、前年（56件）に比べて大幅に増加したことを評価する。 なお、このほか、自治体から受託している相談支援事業について、年間延べ件数が6千件を超え、地域の障害者や発達障害児を抱えている保護者等からの様々な相談に応じているとともに、平成24年度から引き続き高崎市の障害者虐待防止センター業務を受託するなど、地域貢献に積極的に取り組む姿勢を評価する。 （各委員の評価理由） ・援助・助言の件数、講師派遣回数は着実に増加している。 ・計画通りに実施されている。 ・地方自治体、障害者支援施設などへの援助、助言は適切に行われており、成果を挙げている。 ・各評価の視点について順調に実施していると評価され、援助・助言実施件数は、前中期計画期間平均実績を確実に上回り、前年対比でも上回っている。		
【評価の視点】 ○ 援助助言の利用促進のため、具体的なメニューを広報しているか。	【評価の視点】 実績：○ ・援助・助言の拡大を図るため、ホームページに掲載したほか、国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法や、どのような援助・助言があったかについての紹介をニュースレターに3回掲載するとともに、PR用リーフレットを見学者や研修等で配布するなど広報活動の充実を図った。 （業務実績「(1) 援助・助言の利用拡大」P40～41参照）				
○ 地方自治体、障害者支援施設、福祉関係団体等の求めに応じて、専門的かつ効果的な援助・助言を行っているか。	実績：○ ・援助・助言の提供に当たっては、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため関係部所と連携を図り、援助・助言の要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して実施した。 また、講演・講師派遣については、障害者支援施設等の要請に応じて専門性をもった職員を講師として派遣し、平成24年度の実績（56件）を上回る実績（96件）であり、参加者数も平成24年度の実績（4,864人）を上回る実績（6,961人）となった。 なお、支援の方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査・研究の成果である各種有償刊行物を有効に活用して援助・助言を行った。				

		(業務実績「(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供」P41参照)	
○ 援助・助言について、講師派遣等を含めて、実施件数は第2期中期目標期間の平均の実績を上回っているか。		実績：○ ・平成25年度の援助・助言の実施件数は、256件（うち障害者支援施設124件）であり、第2期中期目標期間の平均185件（H20年度137件、H21年度184件、H22年度175件、H23年度200件、H24年度227件）を上回る結果であった。 (業務実績「(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供」P41参照)	
中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績
5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。	5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。 (1) 診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療を行う。 また、心理外来等の一層の充実を図る。	5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。 (1) 診療所について ① 適切な医療の提供 ア 診療所は、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を提供するほか、次の健康診断等を計画的に実施する。 a 施設利用者全員を対象に、健康診断を定期的に実施する。 b 女性の施設利用者を対象に子宮がん検診を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、乳がん検診を実施する。 c. 施設利用者全員（禁忌を除く。）に対して、インフルエンザ予防接種を実施する。 	

	(2) 地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。 (3) 地域の障害者に対して企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。	② 地域医療への貢献 地域医療への貢献を図る観点から、地域の知的障害・発達障害児者に対する診療に積極的に取り組む。さらに摂食・嚥下障害及び理学療法などリハビリテーションについても積極的に取り組む。 ③ 心理外来の利用拡大等 心理外来について、療育などの充実強化に努める。特に言語聴覚士との連携及び家族心理教育を中心とする家族支援の強化を図る。関係諸機関と連携し、その充実を図る。 (2) 発達障害児を対象とする通所支援事業の場としての活用 発達障害児・者のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援する体制を整備して、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスなどを実施する。 (3) 地域の障害者に対する支援の充実 ① 地域の障害者等を対象として、短期入所や共同生活介護（ケアホーム）等のサービスを提供するとともに、相談支援や日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。	② 地域医療への貢献 ○ 地域の知的障害者（児）及び家族等に対して外来診療を実施した。 ＜地域の知的障害者等が利用できる診療科目＞ 内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科、臨床心理科、機能訓練科 ○ 当法人ホームページに、診療所の概要、受診システム、設備などを掲載し、情報公開を行っている。 また、「知的障害、自閉症、広汎性発達障害などコミュニケーションに障害のある患者の診療又は相談を行う医療機関リスト（群馬県医師会、病院協作成版）」を掲載し、地域の障害者が医療機関を受診する場合の参考となるよう、新しい情報の提供に努めている他、摂食・嚥下、機能訓練等においても積極的に取り組んだ。 ③ 心理外来の利用拡大（発達障害児者の外来診療の充実） ○ 心理外来は、群馬県内及び関東近辺の都県からの利用があるなど、広域に亘り利用があった。 群馬県内の養護学校や児童相談所、発達障害支援センター等の関係機関や各種研修会、見学者にパンフレットを配布するとともに、児童精神科専門医や臨床心理士が発達障害等についての講演を行った。また、専門のスタッフによる診療を行うなどにより利用拡大に努めた。 また、利用者の所属する学校や施設等の教職員からの心理教育相談を受けるとともに、児童相談所の職員等によるケースカンファレンスにおいて、行動上の問題の理解や支援方法について助言指導し、家族に対する支援「えすばわ〜る」については、延べ137人（対前年度5人増）の利用があった。 ○ 精神科医と臨床心理士が連携して取り組んでいる発達障害の診療については、平成21年度から数少ない児童精神科の専門医を常勤で確保できたことから、群馬県内外から発達障害児の通院が増加の一途を辿り、また、被虐待、不登校などの困難事例も増えている。平成23年度に言語聴覚士、平成24年度に医療ソーシャルワーカーを配置するなど、発達障害の診療体制の充実を図るとともに、その家族を支えるために日頃の悩みや家庭での対処の工夫などを安心して語り合う場を提供する「えすばわ〜る」を開催し、教育関係者も多数参加するセミナーも開催するなど、発達障害のある人たちをめぐる課題に本格的に取り組んだ。 (2) 発達障害児を対象とする通所支援事業の場としての活用 ○ 発達障害児・者について、就学前から成人まで切れ目なく支援するための一環として、障害児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設し、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を開始した。 専門的な支援のため、専門スタッフを確保（臨床心理士、作業療法士、保育士を配置し、診療所の児童精神科の医師、看護師、言語聴覚士、医療ソーシャルワーカーとの密接な連携のもとに支援を行う体制を整備）するとともに、のぞみの園のオリジナルのプログラムを作成して取り組んだ。 また、保護者を対象としたプログラムとした懇談会を定期的に開催し、毎回テーマに沿ったミニ学習会と保護者同士の情報交換を行った。（事業発達支援事業対象の児童の保護者20回、放課後等デイサービス事業対象の児童の保護者20回） これらの事業の取組の結果、10名の児童が「れいんぼ〜」を修了し、ご家族からは、わが子の成長とともに親も支えられたなどの感謝の言葉を頂き予想以上の高評価を得た。 平成25年度 契約数 ・児童発達支援事業32名 合計65名 ・放課後等デイサービス事業は33名 延べ利用者数 ・児童発達支援事業964人 ・放課後等デイサービス事業1,554人 合計2,518人 ○ さらに、上記のとおり質の高いサービスを提供していることから、群馬県より依頼を受け、群馬県地域療育相談事業の5人の心理士を平成26年4月下旬から5日間の実務研修を「れいんぼ〜」において受入れて実施している。 (3) 地域の障害者に対する支援の充実 ① 地域の障害者等へのサービスの提供 ア 当法人が運営する4か所のケアホームにおいて、重度・高齢者及び自閉症者の生活支援及び日中活動支援を実施した。 ケアホーム4か所の定員は25人である。利用者の平均年齢は63.9歳、平均障害支援区分は5.2となっている。移動系事業（移動支援・行動援護・同行援護）の利用の他に、
--	--	---	---

地域の知的障害者等の自立を支援するため、宿泊訓練及び地域の中で実施する生活介護事業を継続・拡大し、円滑な運営により地域の資源としての日中活動の充実を図る。

- ② 就労支援事業等のサービスの利用を促すために関係機関と連携して、広報活動を積極的に行うとともに、特別支援学校の長期休暇期間中に体験学習として、就労支援事業の場において生徒の受入を行う。

積極的に介護保険を併用する(主に通所介護)等して、より本人のニーズに合わせた支援を行なった。

また、平成21年度に開設した施設外生活介護事業所「さんぽみち」においては、ケアホーム入居者及び地域で生活する重度の知的障害者の日中活動の場として、有償ボランティアを講師とするさまざまな趣味的活動及び創作的活動の多彩な日中活動メニューを準備し、利用者が選択出来るようにした。25年度は、利用者の高齢化に合わせてメニューの見直しを行ない、多くの利用者が参加出来るようにした。

<ケアホームの利用者状況>

ホーム名	定員(現員)	平均年齢	障害程度区分	利用者特徴
いしほら	8人(8人)	70.8	5.9	高齢、重介護、認知症
おおいし	8人(8人)	65.3	5.3	高齢、行動障害、認知症
さくら	4人(4人)	63.3	4.0	高齢、重度
やちよ	5人(5人)	51.4	5.2	重度、自閉症
全 体	25人(25人)	63.9	5.2	

イ 相談支援事業

- 平成18年度から高崎市と相談支援事業委託契約を締結しているが、本年度も契約を締結した。そのため、高崎市障害者相談支援センター(受託事業者)として高崎市の自立支援協議会に参加し、地域の障害福祉サービス全般に関する相談、福祉サービスの情報提供サービス利用計画の作成、福祉サービス事業者との連絡調整を積極的に行った。
・延べ相談件数6,123件(24年度 5,548件)
- 地域の障害者等に対して福祉サービスの利用援助として、情報提供や相談、アセスメント、サービス調整、モニタリング、個別支援計画の作成などの相談支援や、短期入所や日中一時利用等の希望者に関しては、利用の調整を行った。
- 高崎市と相談支援事業委託契約を締結しているが、障害福祉サービス更新調査(いわゆる、「受給者証の更新手続き」と言われるもの)を2件実施した。また、その他、高崎市との障害程度区分認定調査業務に係る委託契約を締結しているが、平成25年度については、高崎市障害福祉課にて在宅障害者の障害程度区分認定調査を行ったため、サポートバルやちよに於ける実績はない。

ウ 障害者虐待防止センター事業

- 平成24年10月からの障害者虐待防止法の施行に伴い高崎市障害者虐待防止センター事業を受託した。
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの受付件数は、通報が9件、届け出が5件、相談が22件であり、合計36件について受け付けた。

エ 地域の障害者への日中活動支援

地域の知的障害者に対して、短期入所又は日中一時利用等必要なサービスを提供した。
(短期入所、日中一時支援 P9~10)

また、短期入所事業については、重い障害のある人たちの地域での生活を支えるため、あかしあ寮に専用居室(2個室)を整備し、高度の医療を必要としない重度の障害児・者の受け入れを25年3月より開始した。

- ② 当法人の就労支援事業の紹介パンフレットを市内の特別支援学校2校、指定相談事業所8か所、就業・生活支援センター等に配布し、見学や実習等で訪問した本人や家族、関係者に対して、事業内容等を説明した。

高崎市内の特別支援学校の生徒を就労支援の場へ実習生として受入れ、職業訓練や進路指導の助言等を行った。年度内に受入れた生徒は11人で、受入日数は延べ55日となった。受入れにあたっては、実習計画を作成し、実習内容や職員配置等の体制を整え、実りある実習に努めた。

また、特別支援学校の長期休暇期間中に、「社会体験学習の場」として、就労支援の場を提供し、生徒を受け入れた。受け入れ期間中には、特別支援学校の教職員も生徒の見学に訪れ、生徒の課題や進路先等について情報交換を行うとともに障害福祉サービスの実際の学お機会として活用された。

						〈特別支援学校の生徒の実習受け入れ〉<table><tr><td>学校</td><td>受入期間</td><td>人数</td><td>延べ人数</td></tr><tr><td>A校</td><td>通 年</td><td>3人</td><td>15人</td></tr><tr><td>B校</td><td>＃</td><td>3人</td><td>15人</td></tr><tr><td>C校</td><td>＃</td><td>5人</td><td>25人</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>11人</td><td>55人</td></tr></table> 〈特別支援学校の生徒の体験学習受け入れ〉<table><tr><td>回数</td><td>受入期間</td><td>日数</td><td>実人数</td><td>延べ人数</td></tr><tr><td>1</td><td>7/22～8/27</td><td>27日</td><td>20人</td><td>117人</td></tr><tr><td>2</td><td>12/24～1/ 7</td><td>6日</td><td>5人</td><td>17人</td></tr><tr><td>3</td><td>3/21～4/ 7</td><td>12日</td><td>4人</td><td>40人</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>45日</td><td>29人</td><td>174人</td></tr></table> ③ 就労移行移行支援事業においては、在籍7人のうち3人が群馬県が実施した障害者求職支援研修に参加させ、うち1人が一般企業に就職した。 さらに地域の障害者の支援として、ハローワークと合同で、高崎市内の企業(8社)の人事、総務関係者を対象とした施設見学と障害者の就労移行における配慮等についての説明会を法人内で開催した。 また、就労継続支援B型事業の拡大については、10月1日、従たる施設を高崎市内にサテライトとして開設し、定員を10人増員し、合計で30人とした。さらに、次年度4月に多機能型事業所へ変更するための準備をすすめた。サテライトでは、新規の作業に取組むために、専門技術者を招聘し、指導・助言のもと研鑽を積んだ。 工賃については、5か年計画として作成した工賃向上計画に沿って、事業を拡大・発展させ、昨年度より、1人平均で月額6,624円増額させ、月額平均33,742円を利用者に支払った。 ※ 平成25年度 群馬県就労継続事業B型事業所 平均工賃16,337円	学校	受入期間	人数	延べ人数	A校	通 年	3人	15人	B校	＃	3人	15人	C校	＃	5人	25人	合 計		11人	55人	回数	受入期間	日数	実人数	延べ人数	1	7/22～8/27	27日	20人	117人	2	12/24～1/ 7	6日	5人	17人	3	3/21～4/ 7	12日	4人	40人	合 計		45日	29人	174人
学校	受入期間	人数	延べ人数																																																
A校	通 年	3人	15人																																																
B校	＃	3人	15人																																																
C校	＃	5人	25人																																																
合 計		11人	55人																																																
回数	受入期間	日数	実人数	延べ人数																																															
1	7/22～8/27	27日	20人	117人																																															
2	12/24～1/ 7	6日	5人	17人																																															
3	3/21～4/ 7	12日	4人	40人																																															
合 計		45日	29人	174人																																															
評価の視点等		自己評価	A	評価項目	評 定	A																																													
【評価項目15 その他の業務】		・付帯業務として、診療所における医療の提供を引き続き行うとともに、地域の知的障害時・者に対する地域生活支援として、相談支援、短期入所、日中一時支援事業等の障害福祉サービスを提供した。 また、発達障害などのある人のニーズに対応して、就学前から成人まで切れ目なく支援をするため、その一環として障害児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設(平成25年4月)し、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を開始した。																																																	
【評価の視点】		【評価の視点】 実績：○ ・平成24年度においても、必要な診療スタッフと設備等を確保し、引き続き施設利用者の健康管理に努め、健康診断やインフルエンザ予防接種、高齢化に対応した摂食・嚥下障害への対応のほか、シーティング指導等を確実に実施した。医療的支援が必要な施設利用者に対して、診療所による医療を提供し、約2万8千件の診療を提供した。 地域医療の貢献については、平成21年度より児童精神科専門医が常勤として着任して以降、知的障害・発達障害児者の専門外来診療を実施し、特に思春期児童の診療が大幅に増加している。また、教育機関、行政機関などと連携し、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。 また、知的・発達障害児者の家族を支える取組の一環として、障害児者の家族に対する支援(えずばわ〜)をグループ別けを増やすなど、平成24年度に引き続き、年間24回実施し、延べ137人(対前年度5人増)の利用があった。 さらに、発達障害などのある人のニーズに対応して、就学前から成人まで切れ目なく支援をするため、その一環として障害児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設(平成25年4月)し、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を開始した。 (業務実績「(1)診療所について」「発達障害児を対象とする通所支援事業																																																	
○ 診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、地域の知的障害者等に対して、地域医療への貢献の観点から、取組を行っているか。 発達障害児・者について、就学前から成人まで切れ目なく支援するための一環として、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業に取り組んでいるか。																																																			

	業の場としての活用」P41～43参照)	(各委員の評価理由) ・れいんぼへの開設は効果的であると思われる。 ・児童精神科医の常勤化による受診者数の増、相談対応、短期入所、ケアホームの運営、就労継続支援により成果が上がっている。 ・計画通りに実施されている。 ・診療所は期待通り機能しており、評価出来る。 ・評価の視点に係る各項目はすべて順調に実施され、数値目標とはなっていないが、就労移行支援及び就労継続支援事業でそれぞれ就職者実績を出したこと、工賃大幅アップの実現は、中期計画を上回る実績と評価できる。 ・地域の医療機関との連携のあり方を全国の施設は模索している。のぞみの園の園内に診療所があることに異論はないが、そこを肥大化するのは、現実的ではなく、利用者の医療的ケアの質を考えると逆行だと考える。地域医療の中に、障害者医療の認識を高めるなど、先駆的に実施してほしい。	
○ 地域の障害者及び家族に対する相談、また、短期入所・日中一時支援事業や共同生活介護事業等の地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。	実績：○ ・高崎市から委託された障害者相談支援センターとして、地域の障害者及び家族に対して障害者サービス全般に関する相談支援を実施し、延べ相談件数は、平成24年度(5,548件)実績を上回る6,123件であった。また、平成24年10月より、高崎市障害者虐待防止センター事業を受託し、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの受付件数は、合計36件であった。 (業務実績「(3)地域の障害者に対する支援の充実」P43～44参照)		
○ 就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業に取り組むことにより、地域の障害者の就労支援に努めているか。	実績：○ ・就労支援事業(就労移行、就労継続B型)に新規契約した利用者は8人であった。特別支援学校から職場実習として受入れた生徒は11人(延べ人数55人)、長期休暇期間に体験学習として受入れた生徒は29人(延べ人数174人)を数えた。職場実習や体験学習時には、数多くの教職員が来訪し、生徒の状況のみならず、障害福祉サービスの実際の学ぼう機会として活用されている。 ・就労継続支援事業B型においては、工賃向上計画に沿って事業を進展させ、工賃アップ(前年度より、平均6,624円増)を図った。 (業務実績「(3)地域の障害者に対する支援の充実」P44参照)		
中 期 目 標 (第3期)	中 期 計 画 (第3期)	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。 また、その評価結果等の公表を図るとともに、のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。 (1) 第三者から意見等を聴取する場の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会議を原則年1回以上開催する。 (2) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 (1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を年間1回以上開催し、総合施設の運営、調査・研究、養成・研修、援助・助言等ののぞみの園の運営業務全般に関する意見等を聴取するとともに、その内容を公表し、事業運営に反映させる。 (2) 第三者評価機関による評価 今年度は実施予定無し。	(1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 平成25年度においては、第1回目を9月に開催し、業務実績に係る厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価の概要、入所利用者の死亡事故、障害児通所支援センター事業、就労支援事業の説明を行った。また、第2回目を3月に開催し、26年2月の記録的な大雪への対応、独立行政法人改革、平成25年度事業報告の説明のほか、各委員より意見を聴取した。 なお、会議開催内容は、次のとおりであり、議論の要旨については、当法人ホームページに掲載した。 ・国立のぞみの園運営懇談会の開催状況 第1回 平成25年9月17日開催 厚生労働省独立行政法人評価委員会関係 入所利用者の死亡事故について 障害児通所支援センター「れいんぼ」について 就労支援事業について など 第2回 平成26年3月17日開催 2月14日から15日の記録的な大雪への対応 独立行政法人改革等について 平成25年事業報告について 平成26年度予算(案)等 など (2) 第三者評価機関による評価 平成25年度においては第三者機関による評価の実施はない(平成24年度実施)。

評 価 の 視 点 等		自己評価	B	評価項目	評 定	B		
【評価項目16 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保】		・ 第三者からの意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を平成25年度中に2回開催するなど、積極的に取り組んだ。 なお、平成25年度には、第三者評価機関による評価の実施はない。			(委員会としての評価理由) 地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や、行政担当者、地域代表、保護者等から構成する「国立のぞみの園運営懇談会」は、平成25年度においては、平成24年度業務実績評価及び第2期中期目標最終評価結果、入所利用者の死亡事故及び平成25年度事業報告等を議題として2回開催した。			
【数値目標】 ○ 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。		【数値目標】 実績：○ ・ 地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や行政担当、地域代表、保護者等の多様なメンバーから構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を平成25年度中に2回開催した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」参照)			(各委員の評価理由) ・ 運営懇談会の実施等により、計画通りに達成されている。 ・ 計画通りに実施されている。 ・ 第三者の意見を聴取するため、運営懇談会が年度内に2回開催され、議論の要旨もホームページに公表されている。 ・ 数値目標を達成し、内容も順当と評価できる。			
○ 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。		実績：— 第三者機関による評価の実施はない。						
【評価の視点】 ○ 適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。		【評価の視点】 実績：○ ・ 第三者の意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を平成25年度中に2回開催した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P45～46参照)						
○ その場で出された意見等がサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。		実績：○ ・ 第1回運営懇談会では、業務実績に係る厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価の概要、入所利用者の死亡事故、障害児通所支援センター事業、就労支援事業の説明を行った。また、第2回運営懇談会では、26年2月の記録的な大雪への対応、独立行政法人改革、平成25年度事業報告の説明のほか、各委員より意見を聴取した。 なお、これらの懇談会での議論要旨については、ホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P45～46参照)						
中 期 目 標 (第3期)		中 期 計 画 (第3期)		2 5 年 度 計 画				
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全		第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり（略） 2 収支計画 別紙2のとおり（略） 3 資金計画 別紙3のとおり（略）		第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり（略） 2 収支計画 別紙2のとおり（略） 3 資金計画 別紙3のとおり（略）		平成 2 5 年 度 業 務 実 績		
				第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 1 自己収入の比率 平成25年度における総事業費（退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、55%となった。 ・ 平成25年度総事業費（退職手当を除く） 3, 177百万円 自己収入の額 1, 762百万円（55%） 2 予算、収支計画及び資金計画 厚生労働省の「平成25年度障害者総合福祉推進事業費補助金」、「平成25年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業）」の補助協議に応募し、「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活を支える相談支援を中心とした取組に関する調査・研究」がそれぞれ補助採択された。これにより国庫補助金（合計11, 972千円）を受け入れ、25年度も収入及び支出に計上した。				

な運営を行うこと。	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 310,000,000円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第6 剰余金の使途 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当（依願退職等）への充当	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 310,000,000円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第6 剰余金の使途 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当（依願退職等）への充当	第4 短期借入金の限度額 平成25年度は、資金不足や偶発的な出費が発生しなかったことから、該当なし。 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし 第6 剰余金の使途 平成25年度は、剰余金は発生しなかったことから、該当なし。		
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	A
【評価項目17 予算、収支計画及び資金計画等】	・平成25年度においては、中期目標を達成するために作成した予算の範囲内で執行し、計画どおり実施した。				
【数値目標】 ○ 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40％以上にすること。	【数値目標】 ・平成25年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、55.5％となった。（24年度54.3％）となり、目標を大幅に上回った。 （業務実績「1自己収入の比率」P47参照）				（委員会としての評価理由） 平成25年度における総事業費に対する運営費交付金以外の収入（自己収入）の比率は、55.5％となっており、第3期中期目標に定める40％以上を上回り、計画以上に進展していることを評価する。 （各委員の評価理由） ・目標は達成しているが、もう少し改善できないか。 ・予算の削減とともに、自己収入割合の増加している。 ・目標を達成している。
【評価の視点】 ○ 総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、適切であるか。	【評価の視点】 実績：○ ・平成25年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、55.5％となった。（24年度54.3％）となり、目標を大幅に上回った。 （業務実績「1自己収入の比率」P47参照）				・予算や収支計画は適切に管理され、目標を達成されている。 ・評価の視点の項目は適正に行われ、数値目標である自己収入比率は目標を大きく上回っている。
○ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	実績：○ ・平成25年度の予算については、中期目標に定める①一般管理費及び事				

		業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期計画期間の最終年度（29年度）の額を前中期目標期間の最終年度（24年度）と比べて16%以上削減、②総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率を40%以上を達成することを目標に予算を作成し、予算の範囲内で執行した。 （業務実績「第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」参照）	
○ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様）		実績：○ ・平成25年度においても、予算に従ってセグメントごとの収支計画を作成した。収支計画に従って、事業を執行し、その際の運営費交付金債務の収益化について、費用進行基準を採用した。 収入面では、介護給付費・訓練等給付費収入等の事業収入が予算と比較し増額となるなど、予算額よりも事業収入が増額となった。また、支出面においては、常勤職員数の削減等による人件費総額の縮減や業務物件費の節約に努めた結果、借入金等の発生はなく予算執行上問題がなかった。 （業務実績「第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」参照）	
○ 運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様）		実績：○ ・平成25年度において、収益化を予定していた運営費交付金1,845百万円のうち、353百万円を収益化する必要がなくなったことから、平成26年度への運営費交付金債務として繰り越した。 これは、①常勤職員数の削減等による人件費総額の縮減、②業務物件費の節約、③新規事業（多機能事業所）新築工事費の繰越等によるものである。	
中 期 目 標 (第3期)	中 期 計 画 (第3期)	2 5 年 度 計 画	平 成 2 5 年 度 業 務 実 績
第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。 2 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 (2) 人員に係る指標 期末（29年度末）の常勤職員数を期首（25年度当初）の87%とする。 (参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 223名 期末の常勤職員数の見込み 193名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 8,990百万円	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 (2) 人員に係る指標 常勤職員数について、平成25年度当初及び年度末の見込を次のとおりとする。 (参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 223名 期末の常勤職員数の見込み 221名 (参考2) 人件費総額 平成25年度の人件費総額見込み 1,751百万円	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 平成25年度末常勤職員数 221名 平成26年度期首常勤職員数 221名 人件費総額 1,463百万円 ○平成25年度の人件費総額は、年度計画の額を下回った。

	2 施設・設備に関する計画			2 施設・設備に関する計画 なし	2 施設・設備に関する計画 なし
	施設・整備 の内容	予算額 (単位:百万 円)	財 源		
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	385	施設整備費補助金		
	[注] 金額については見込みである				
	3 積立金処分に関する事項 なし				

評 価 の 視 点 等	自己評価	B	評価項目	評 定	B
【評価項目18 その他業務運営に関する計画】	・常勤職員数の削減については、計画的に削減を行った。 (年度計画:221人、25年度末:221人)			職員採用等の人事に関する計画については、平成25年度期首の職員数223名に対して平成25年度期末が221名(△2名)であり計画どおり削減したことを評価する。また、人件費総額についても、約1.1億円を縮減しており、着実に取組んでいることを評価する。 今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、この効率化に向けた取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないよう、特に矯正施設等退所者への自立支援及び高齢知的障害者への支援などについて、高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組をより一層進めることを希望する。 (各委員の評価理由) ・計画通り達成されている。 ・計画通りに実施されている。 ・人事に関する計画は予定通り実施されている。 ・人員が年度計画どおり削減されている。	
[評価の視点] ○ 人事に関する計画は実施されているか。	実績:○ ・常勤職員数の削減については、計画的に削減を行った。				
○ 施設・設備に関する計画は実施されているか。	実績:一 施設・設備に関する計画はなかった。				